

634
92



2

0020485-000

634-92

ファシズムの経済理論と実際

堀井実・著

東京書房

昭和7

ADB

この著作物は、著作権者不明のため、著作権
第67条の規定に基づき、平成12年3月
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するもの

8. 2. 27

8. 2. 27



335

アツクシムス


の経済理論と 実際

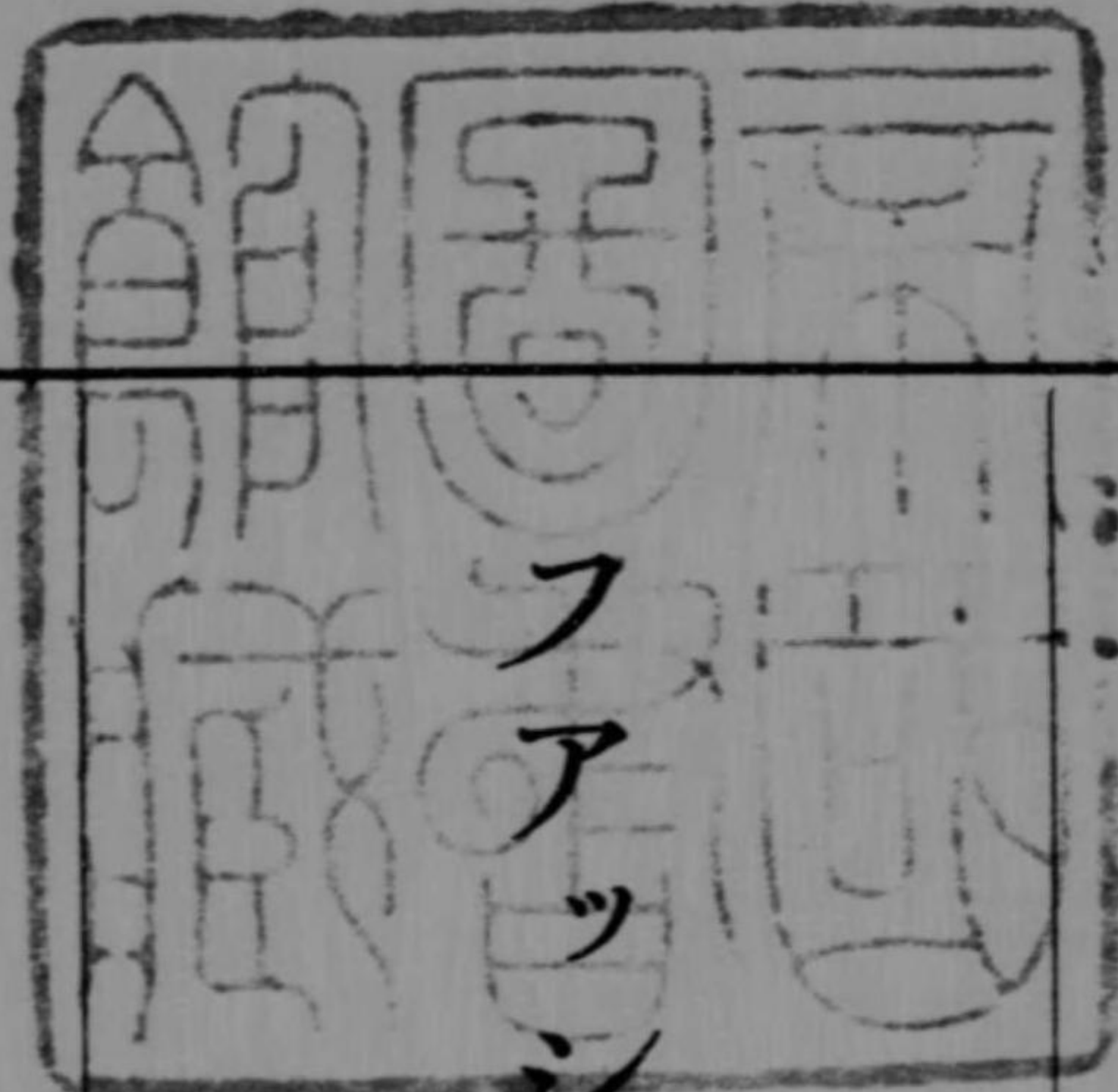
研究員
東洋經濟
新報

堀井

増補

東京書房





堀井 實著

フアツンズムの經濟理論と實際

東京書房版



134-92

はしがき

行く川の流は絶えずして

然も本の水にあらず

淀に浮ぶ泡沫は且消え且つ結びて

久しくも滞まることなし

(方丈記)

あらゆるものが、——物質界も精神界も、——恐ろしい程の速さで流れてゐる。今日の日が再び訪れない如く、明日の日も亦永遠なる明日ではあり得ないのだ。

私どもを生み、而して抱擁してくれた資本主義社会も亦、永遠なる約束を私どもには與へ

はしがき

てくれてゐない。封建主義社會の不自由さに對して、資本主義は私どもに自由を教え、これを強調してくれた。だが、その自由も亦一部の人々にとつての自由となつてしまつてゐた。自由を得やうとして獲られなかつた人々の叫は、自由とは何かと云ふ懷疑に變つてきた。かくして、個人主義的自由主義は集團主義的自由に變りつつあるのだ。ロシアでは無産階級にとつての自由が叫ばれ、伊太利では民族全體に對する自由が考へられた。眞の自由とは統制の下に於てのみ得られることが發見されたのだ。

新しい意味の自由は又統制収益經濟を教へてゐる。モスコイではスターリンが、ベルリンではヒットラーが、又ローマではムツソリニーが新しい自由を大衆に叫びかけてゐるのだ。今日の大衆を導く路は、モスコイか、伯林か、ローマに通じてゐるのではあるまいか。或は又、新しい自由な路は東京へ！と導かれるかも知れない。

統制収益經濟の一つはファツシヨの形式に於て發生した。私は今、この意味に於けるファツシズムの經濟理論と現實を靜視してみたいと思ふ。全體としては私個人の主觀を入れまいと力めてみた。この本が何か諸兄に貢獻するならば私としてはこれ以上の喜びはない。私を鞭撻し、指導してくれた三宅、松永兩君に深謝する。

一九三二年十二月拾日

東洋經濟新報編輯室にて

堀 井 實

ファツシズムの經濟理論と實際 目次

はしがき.....一

理論と現象篇

第一篇 ファツシズムの原理と現象.....一

第一章 ファツシズムとは何か.....一

一、ファツシヨの輪廓.....一

二、議會主義か獨裁主義か.....二

三、ファツシヨは暴力か.....三

四、理想主義的行動主義.....四

目次

五、民族中心運動の現れ……………六

六、伊太利とソヴェートの相違……………七

七、ファツシズムと哲學……………九

八、ファツシズムと中産階級……………一一

九、オボチユニズムの現れ……………一二

十、ファツシヨと無産階級……………一三

第二章 ファツシズム發生の動機……………一五

一、大戰後の反運運動の特性……………一五

二、無産階級運動の反動化……………一六

三、經濟恐慌の發生と反動運動……………一八

四、モスコイかローマか……………二〇

第三章 ファツシズム發生の過程……………二二

一、反動運動の確立時代……………二二

二、反動運動の波及時代……………二二

三、ファツシズム運動の一進一退……………二四

四、反動運動の經濟上に於ける地位……………二五

第四章 ファツシズム運動の史的展望……………二六

一、伊太利に於ける共產主義の失敗……………二六

二、ムツソリニーの右翼轉換……………二八

三、獨逸に於けるカツプ事件……………二九

四、ナチス運動の發生……………三三

五、獨逸のファツシズム……………三三

六、第三帝國の中心點……………三五

第二篇 ファツシズムの政治理論……………三七

第一章 ムツソリニーの政治論

- 一、伊太利の政治道徳……………三七
 - 二、絶對力中心主義……………四〇
 - 三、伊太利に於ける政治論……………四三
 - 四、ファツシズム國家に於ける自由性……………四七
 - 五、ファツシズム政治論は力……………四八
 - 六、ファツシズムの憲法……………四九
 - 七、ファツシズム政治論は教育論……………五〇
- 第二章 ヒットラーの政治論……………五三
- 一、ヒットラーとファツシズム……………五三
 - 二、ヒットラー政治論の中心點……………五五
 - 三、獨逸國民の權利と義務……………五九

第三篇 ファツシズムの經濟論理

第一章 ファツシズム經濟の一般論

- 四、國家行政……………五九
- 五、法制、教育、宗教、外交……………六〇
- 六、ムツソリニーとヒットラー主義の類似點……………六一
- 七、ナチスに於ける民族の觀念……………六二
- 八、ナチスの國家觀念とマルキシズム觀……………六五

一、ワーゲマンの説……………七〇

二、ランドアウエルの説……………七四

第二章 獨逸ファツシズムの經濟原則

一、ナチス計畫經濟の思想……………七九

二、ナチスは國家社會主義經濟……………九四

三、ナチスの統制經濟論……………九七

第三章 伊太利ファツシズムの經濟原則……………九九

一、ファツシズムと協同組合經濟……………九九

二、組合經濟と私經濟……………一〇一

三、組合經濟の獨自性……………一〇四

四、協同組合と統制經濟……………一〇五

五、ファツシズム經濟は權力と協力……………一〇六

實際篇

第四篇 ファツシズム經濟への行程(伊太利)……………一〇九

第一章 大戰前後伊太利の國勢……………一〇九

一、伊太利の資源とロシアのそれ……………一〇九

二、土地と人口……………一一〇

三、産業革命後の一般經濟界……………一一六

第二章 戰時經濟展望……………一二〇

一、大戰參加と財政の窮迫……………一二〇

二、一般國民生活……………一二三

三、大戰と産業破壊……………一二五

第五篇 ファツシズム經濟の現狀(伊太利)……………一二五

第一章 協同組合制度……………一二五

一、議會と協同組合制度……………一二五

二、協同組合と委員會……………一二七

三、ファツシズムと労働憲章……………一三一

四、組合國とその組織……………一三五

五、團體労働協約……………一三七

六、衡正貨銀の決定……………一三八

七、個數貸銀率……………一三九

八、週休制度……………一四〇

九、有給休日……………一四〇

十、試用期間……………一四一

十一、職業紹介……………一四一

十二、優先規定……………一四二

十三、福利社會的援助……………一四四

第二章 初期の經濟政策の一般的狀況……………一四七

一、過度期的政策……………一四九

二、第一期……………一四八

三、第二期……………一五〇

第三章 ファツシズム經濟の各部門……………一五一

一、財政政策……………一五二

二、ファツシズムと金融制度……………一五六

三、ファツシヨと緊縮政策……………一六一

四、税制改革……………一六三

五、關稅政策……………一六六

六、ファツシズムと生産統制……………一六七

七、物價統制策と失業問題……………一六九

八、ファツシズムと失業對策……………一七六

九、フアツシズムと國民生活……………一六

第四章 生産増殖政策……………一八

一、工業部門……………二八

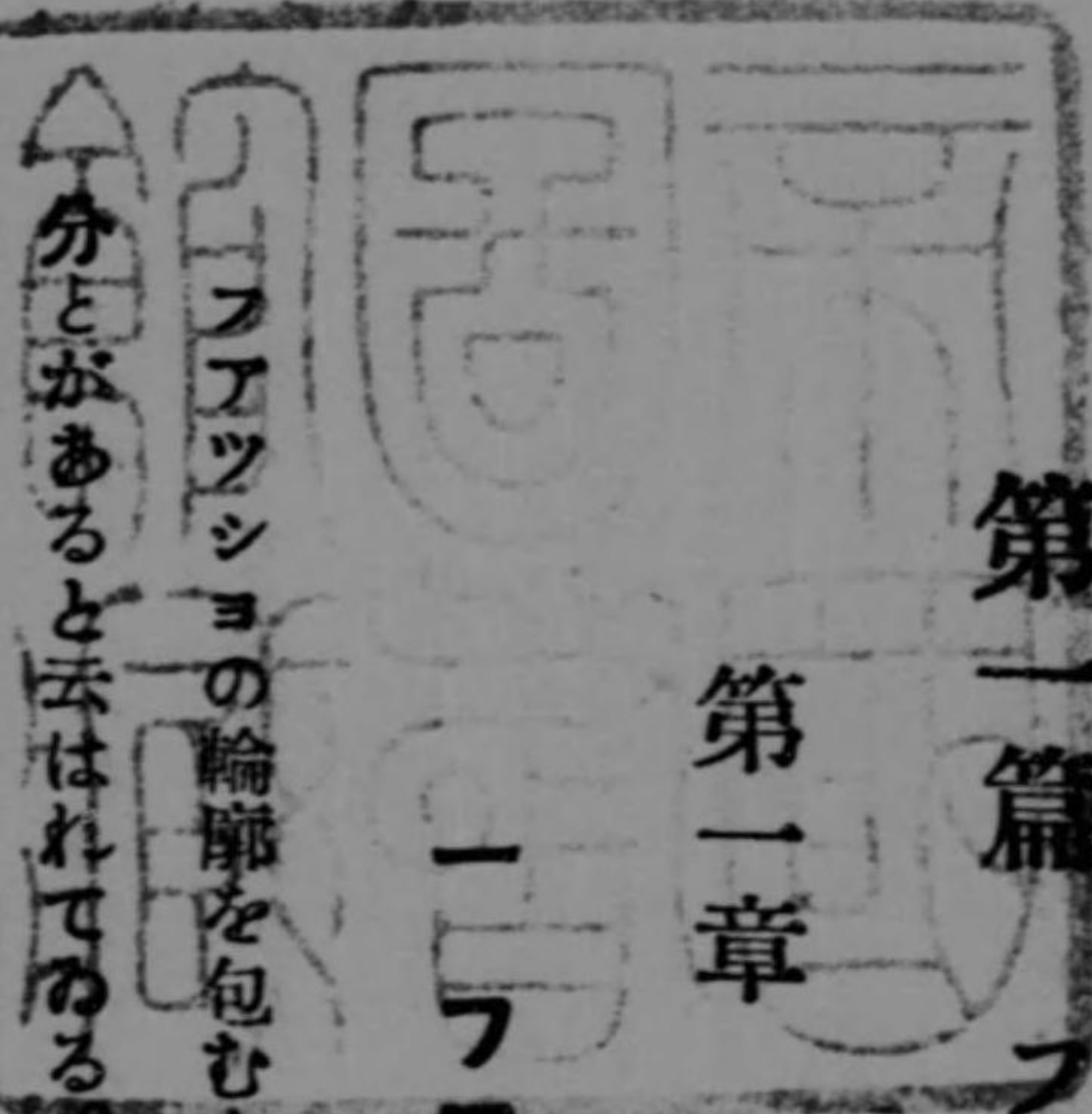
二、農業部門……………三三

— 参考書 —

理論と現象篇

第一篇 ファツシズムの原理と現象

第一章 ファツシズムとは何か



ファツシヨの輪廓を包むものはネガティビズムであると思ふ。そこに青年の能動的活力と気分があると云はれてゐる。ファツシズムと國家社會主義が混同される點は、ファツシズムそれ自身に内在する國家中心主義が発見されるからであるが、ファシズムそれ自身は、國家や階級を超越した——強者に對す反抗と不勞所得に對す反感——との強い力に過ぎない。だから伊太利に於ては資本主義の弊害と、プロレタリア獨裁への反感からファツシヨが生てゐるが、同時に資本主義そのものを否定してゐない。イタリーに於けるファシスタの考へでは、資本主義も國家中心主義を忘却しないかぎり悪いとは考へてゐない。個人の自由性、私

有慾のコントロールこそファツシズムがなし得ることであるが、同時に個人の自由性並に個人的利潤の獲得は許す可きであると考へてゐる。

又ドイツに於けるヒットラー運動も、獨逸に於けるユダヤ系が金融獨占をなしてゐることに對する國民の反感と、それ等のユダヤ人の不勞所得に對する反動精神をキャッチして發達したとみられるが、同時にヒットラー運動それ自身は産業資本家の氣分をキャッチしてゐる。

ファツシズムが産業資本家と握手する點に於て左翼學者はファツシズムをブルジョアの獨裁と稱してゐる。だから、左翼學者にとつてはファツシズムの輪廓は資本主義獨裁と見てゐる。そこに於て、ファツシヨとはブルジョア獨裁であり、ソヴェートのプロレタリア獨裁とは全々區別する可きものであると叫ばれてゐるのである。

二 議會主義か獨裁主義か

ファツシズムが獨裁主義であると考へられる點からして、ファツシヨとは獨裁政治であり、

同時に議會政治否定であると考へられてゐる。少なくとも吾國の或る方面ではさう早呑込みしてゐる傾向が多分にあると思ふ。

だが、ファツシヨは必ずしも、獨裁でもなく非議會主義でもないと思ふ。獨逸に於けるアドルフ・ヒットラーも最初は議會否認であつた。が然し、運動が大衆的になるに従つて、合法的となり議會主義となつてきてゐる。イタリアに於しも議會は存在してゐる。だから、後にも述べるやうにイタリアには議會も存在し、議員もゐる譯だ。だが、その選出方法には異なる點が多い。大衆の輿論を全々無視するのではなく、ファツシズムのイデオロギーに依つて議會を、又大衆を指導してゆくとみられる。

三 ファツシヨは暴力か

ファツシヨは暴力だと考へてゐる人もある。ギヤングとファツシヨを混同してゐると見られる。それは、ファツシヨが発生するに於て、或はクーデターの形式により、又は革命的暴

力行爲による事が多いからであると思ふ。又獨逸ならばナチスの前衛隊(シュトルム・アツプ・タイリング)とか伊太利なら黒シャツとかが過去に於て、又時に暴力行爲に出たからであると思ふ。

だが、一つのシステムが破壊される時には通例暴力行爲が必然的に發生する。封建制度が資本主義に轉換するときにも暴力行爲の發生した多くの歴史を見る。又ロシアに於ける如く、プロレタリアートが天下を取るときにも血を流してゐる。此點はファツシヨばかりではないと思ふ。

又、黒シャツを暴力團と見るならばロシアのゲー・ペー・ウーも暴力團と考へる人がないでもないが、併しファシヨシズムと暴力とが相對的に存在しなければならぬものなら、ファツシヨは大眾から離れるであらうし、又離れなければならぬ運命になると思ふ。

四 理想主義的行動主義

ファツシズムは確に、理想主義であると言へる。イタリーの司法大臣で國家學者であるロツコ氏に言はせれば、デモクラシーには理想がないと述べてゐる。デモクラシーに理想がないと云ふ事も變だと思ふが、要するにデモクラシー以上にファツシズムは理想主義的だと考へて見ればよいのではないか。又獨逸に於けるナチスの運動にしても理想主義が生んだものだと言ふバルトなどは批評してゐる。少くとも社會に於ける凡ての階級性を否定する邊りは、それが資本主義社會下に於て實現性があるなしは別として確にヒットライズムも理想主義的であると考へられる。だからドイツの大學生に又インテリ労働者たるホワイト・カラーズ等にファインを持つてゐるのである。

ファツシズムは理想主義的であると同時に行動主義的である。ヒットラーやムツソリニーが青年の心を惹付けるのも、その若々しい行動主義的精神があるからである。獨逸に於て共產黨が大眾を獲得してゆくのも亦、この行動主義にあると言へる。どこの國でもさうだが、老人の日和見主義的な無行動には青年は厭々してゐるからだ。だから吾國なども、左翼並に

ファツシヨ運動に参加する者は大部分青年であることが實證されてゐる。

ファツシヨは、現實を支配してゐる資本主義を認識しつつ、行動主義によつて階級闘争なき國家並に國民生活の建設を理想としてゐる。

五 民族中心運動の現れ

ファツシヨは又民族中心主義運動であるともみられる。ヒットラーは國家の實體は民族であると叫んでゐる。だから獨逸民族のドイツ國家を説き、アンテ・セミニズムを力説してゐるのだ。ムツソリニも亦民族中心主義を叫び、民族の前には階級闘争もあつてはならないし、又個人の利益を民族の利益の後に置けと説いてゐる。

吾國でもファツシヨ系の人は大和民族中心主義を説いてゐる。民族觀念は又同時に文化觀念である。共通の歴史に對して、共通の誇を持つところに民族中心の觀念が存在するとみるべきである。

だから、民族中心主義はファツシヨ的な觀念を生み、同時にファツシヨ的觀念は民族中心主義的觀念に到達すると言へる。

六 伊太利とソヴェートの相違

伊太利とロシアとの類似點は何か？ この問ひに對して私は次の點を挙げ得ると思ふ。第一は相方共、農業國である事、第二は相方共、多くの無教育國民を持つてゐる點である。

次に、伊太利とロシアとの相違點は何かと云へば、ベツケラー教授の説を第一に藉れば、伊太利は資源に乏しく、他國の資本、物資を俟ずして成立し難いのに反し、ソ聯邦は土地廣大にして、資源多く、自給自足經濟に立籠り得る好條件を持つことである。

又、伊太利とソ聯邦とを地理的にみるならば、ソ聯邦は東には強國日本あるも、その他の方面には強國なく、異なれる經濟組織の強力なる國家によつて、壓迫せられることがない。伊太利にして、もしソ聯邦の如き、國家組織を採るならば、佛を始め英國等より包圍せられ

て、その國家組織の完成は期し難いことであると言へる。

又一方、ファツシズムの國民經濟への、資本主義の轉換は、レーニンズムへの豫備行動であるとする人もある、又同時に極大極小をば同一なりとの見方から、ファツシヨと、プロレタリア獨裁とは紙一重だと考へてゐる學者もゐる。この意味に於て伊太利は又、ロシアと大きな共通點があると思つてよいかも知れぬ。

ファツシスト伊太利とソヴェート・ロシアとは根本的な挑戦をなしつつ、新しい計畫へ行進してゐる。前にも述べた通り、ファシズムとボルシェビズムとの間には又數々の類似點を見出される。即ち少數が政權を掌握してゐると云ふ政治以上の類似點、及び非合法的手段によつて、反對者の克服を爲してゐる點、或は又、新しい經濟形體によつて、社會秩序並に國家統制を計畫しつつある點等である。

又相違するところは、伊太利に於ては國民的イムペリアルリズムを實行してゐるに返し、ロシアに於ては階級的帝國主義 *Klassenimperialismus* を執行してゐることである。經濟的に

は、ロシアに於てはプロレタリア獨裁下の國家資本主義的計畫經濟を採り、イタリアに於ては企業の私有を認めつつ、勞資間のシンヂケート組織を選び、國民主義的統制組織を計畫しつつあることである。

ソヴェート並にイタリアに於ける計畫經濟又は統制經濟運動が又決して偶然的事件ではなくして、資本主義の轉向を示す一つの方向として觀察される可きものと思ふ。

七 ファツシズムと哲學

ファツシズムには、哲學はないと人々はよく云ふ。ランドアウルの説によれば、ファツシズムは哲學體系に屬す可きものではないとのことであるが、ファツシズムそのものには哲學はなくとも、その運動には何等かの哲學があると見てもよいのでないかと思はれる。

ファツシズム政府の文相であるゼンチレをして云はしむるならば、凡ての政治行動には哲學が内在してゐると云つてゐる。何となれば、ファツシズムそれ自身が哲學より發生したも

のでなく、又哲學を基素とせずとも、そのファツシズムが行動する對照となる社會には立派に哲學が存在し、而してファツシズム行動は、この社會に内在する哲學、即ち自然觀、人生觀と合致する運動になるからであると述べてゐる。

人類が集團的生活を營む以上、そこに政治生活を切離して考へることは出来ない。その切離すことの出来ない理由は、人類の政治生活は人類の日常生活の内に於て、哲學性を内在せしめ、倫理性を包含するからである。

ファシストそれ自身が哲學を回述する傾向があることは事實である。それは、ファツシズムそのものが行動的であつて、現實的であると云ふ點からして、抽象的並に智的なる哲學を排せんとするのである。即ちファツシズムの哲學こそは考へる哲學ではなくして實行するところの行動哲學であると云ふのである。

ファツシズムに哲學ありとすれば、それこそは伊太利國民を精神的團結によつて統一せんとする哲學であり、自由主義的議會制度に對する反抗哲學であると論じ得ると思ふ。

従つてファツシズムの哲學は総合的意志行動の哲學であつて、その行動綜合哲學こそは知行合一の嚴格なる哲學であると云はれるのである。

八 ファツシズムと中産階級

ファツシズムは或る見方によれば中産階級の進出を意味すると考へられる。その中産階級とは没落し行し中産階級と云ふよりは、資本主義の高度化が生んだ中産階級であると思ふ。今日迄、無視されて居た中産階級、——しかもインテリに屬する中産階級は從來政治的には全く消極的立場を守つてゐたのであつた。獨逸に於けるヒットラー運動の或る程度の成功は、ナチスの運動が中産階級に着眼してゐる點も重用なものと考へる。

眞面目な國民意識を持つこの中産階級が永遠に政治それ自身より遠ざけられ又、中産階級自身としても永久に政治的消極性を保持してゐるとは考へられない。

世界大戦後に於ける資本主義の高度化は政治運動に於てはブルジョア獨裁の傾向を示し、

經濟生活に於ては、カルテル又は産業合理化の名によつて、ブルジョアの經濟的獨裁が計畫されたとき、中産階級がその生活權擁護の意味に於ても、亦その大衆の生活權擁護と云ふ正義觀念よりして、永遠の沈黙を守るとは思えない。

伊太利並に獨逸に於けるファツシヨ運動は又この點に着眼し、中産階級それ自身も亦この方向に直進してゐるこの事實を發見したのである。又經濟的に云つても、直に私有財産制度の否定に對して之れを欲しない中産階級は同時に現在の資本家的行爲に對しても亦これを直視することを欲しないのである。そこにロシアとは異なつた、經濟形態が發生し、ファツシズムが社會的意義を有するものと考へられる、ロシアに於ては革命前は中産階級それらしいものを發見し得なかつた。貴族とプロレタリアートが構成する社會であつた。だから何れかの一方に偏在してしまつたのであると考へる。

九 オボチユニズムの現れ

ヒットラーはミュンヘン時代に於て土地の私有を禁じてゐた。後には生産に必要な土地の私有を許した。又その後には國家が國民生活上必要とする土地のみの私有を禁ず、と云ふ風にその政策は變つてきてゐる。この點からして、ファツシズムのオボチユニズム性が説かれる。だが、又考へやうに依れば、社會狀勢の客觀的變化に従つたともみられる、そこに心境の變化とか云ふ言葉に對する善惡の解釋がされると思はれる。

特に、ファツシズムが中産階級の擁護を中心としてゐる以上、その複雑な立場を持つ中産階級の意を仰へやうとすれば、時代主義、機會主義とならざるを得ない。ファツシズムはだから、最小限度の要求(行動)を以つて最大限度の準備(理想)に向はんとしてゐる。

政治そのものがオボチユニズム性を持ち、又持たなければならぬものとも考へられる。

十 ファツシズムと無産階級

マルクスに言はせれば、プロレタリアは祖國を持たないと云ふ。今日の資本家自體も祖國

を持つてゐない。彼等の利益になることなら祖國は第二、第三の價値しかないからである。そこに資本主義のインターナショナル主義性が發生してゐると見られる。

ところが、ファツシズムに取つては民族が、民族の血が、又同一民族の同一文化が重用視するのであるから、この點無産階級と相容れない點があるやうに見える。だが、ファツシズムその物は、階級闘争を排撃してゐる。國家内に存在する所の相對立する階級を、民族と云ふ觀念によつて統一しやうとしてゐる。國家内に國家を作ること欲しない。そこで、ファツシズムは資本家と握手すると同時にプロレタリアを自己の手中に納めやうとしてゐる。

中産階級と無産階級の共同戦線こそは、ファツシズムに取つて最重用なる戦術であるのだ。だから、結局、ファツシズムとプロレタリア觀と、ブルジョア觀念とは相容れないものでありながら、握手が交換され、共同戦線が引かれてゐるのだ。

第二章 ファツシズム發生の動機

一 大戦後の反動運動の特性

世界大戦は各國の政治、經濟並に一般社會現象に互つて、著大な變化を示す序幕であつた。政治組織に於ては、デモクラシーの思想並に、帝政に對する視方に非常な變遷を示したのであつた。デモクラシーを以て、無能、微弱、無方針、無思想、腐敗のシムボルと考へるやうになつた。ドイツ並にオースタリーに於ては帝政への反感と伴に又デモクラシーの發生を示してゐる。この相矛盾するが如き政治行動も結局は、在來の政治思想に對する反動性の現れとみることが出来る。

即ち、デモクラシー治下の國々に於ては、その思想に對する反動として國粹社會主義的政治運動が發生し、帝政治下に於ては、又その反動として民主々義的政治行進が表面化したの

であつた。

帝政治下に於ける反動として發生したデモクラシーの思想並に政治組織も、左翼より云はしむれば、結極「ブルジョア階級支配に屬する欺瞞的政治機構」に過なかつた。

又、一般國民の觀念に映じたデモクラシーこそは、彼等が最初に思ひ出した程の自由性もなく、生活向上への約束も單なる空文に等しいことを體驗せざるを得なかつた。獨逸に於けるデモクラシー政治も結局は又以上のやうな結果を大衆に明示して了つたのであつた。

そこに於て、大戦後のヨーロッパ諸國の政治機構には反動の反動が各所に、時を同じくし又或は時期を異にして歴史の幾ページにか記され行くのだつた。

二 無産階級運動の反動化

大戦後に於ける社會運動の主潮は、無産階級の解放並に政權獲得運動のそれであつた。ロシアに於て、ドイツに於て、又イタリア並にオースタリーに於て、それ等の運動が現實性を

示したのであつた。

しかし、非合法性を選んだ無産階級運動の成功はロシアに於てのみであつた。その他の諸國、即ちドイツに於ても、イタリアに於ても、その非合法的運動の目的には到達し得なかつた。

この無産階級の政權獲得運動に對する反動運動はロシアに於ては白衛軍として發生したが、それは不成功に終つてしまつた。獨逸に於ては又各種の國粹運動が各所に蜂起したが、これ等はデモクラシーの思想の爲めに敗北せざるを得なかつた。

イタリアに於ける無産階級運動はムツソリーニの寢返りによつて、その政治運動は反動性の占むるところとなつた。

無産階級運動の反動化は、國粹主義的各種政治運動の發生を意味することゝなつた。斯くして、イタリアに於てはムツソリーニをしてこれを代表せしめ、獨逸に於てはヒットラー運動の成功を意義づけたのである。

三 経済恐慌の発生と反動運動

世界大戦によつて物的犠牲を餘儀なくされた各資本主義國家は、戦勝國と云はず、戦敗國と申さず、一様に深刻なる経済的混亂状態に遭遇せざるを得なかつたのである。而してその経済恐慌の現状は次の様に示すことが出来ると思ふ。

- A 戦時工業動員の結果、編成された諸工業設備が平時の状態に適應する爲めに多大の苦慮を嘗めなければならなかつた。
- B 大戦中不自然に擴張された生産設備がその能力を急激に縮少せざるを得なくなつたこと。
- C 戦線よりの多数の歸還兵が就職戦線に異常を告げたこと。
- D 無産階級運動並にその思想の彌漫は同盟罷業その他の形式に於て生産能率を阻害したること。

E 戦敗國に於ては領土の割讓による経済機構の急激なる變動並に賠償金の重壓に苦しむしこと。

F 戦勝國に於ても、戦債並に復興費の加重。

G 戦後に於ける國際信用の失墜並に貨幣價値の變動。

以上の如き経済恐慌に對して資本主義國家はカルテルの形式により又、産業合理化の手段により、その突破を執行したのであつた。だが、その合理化景氣も結極は金融資本家に富を集中せしむるに留つた。高度化したる資本主義は富の遍在を愈々濃度化せしめ、消費は激減し、産業合理或は、カルテル化の後に來たものは経済恐慌の深刻化それ自身であつた。

かゝる経済恐慌に直面した國民が最後の手段として選んだものは個人利潤經濟より集團利潤經濟への前進であつた。ファシズムは又、かゝるカレントに乗つた統制經濟號なる船であるといふ事が出来る。

四 モスコークローマか

ヨーロッパに於ける左翼非合法運動が一段落を告げたとき、政治運動の言論戦は「モスコークローマか」の分野に分れてきたのであつた。ソヴェートに於ける民衆運動は反動主義、裏切者ムツソリニーを葬れと叫び、ローマへの十字軍がい出まぢき形勢にあつたのだ。又一方、イタリアに於てはモスコークを、レーニンを葬れと叫ぶ、黒シャツの群を發見するのであつた。

斯くして、ヨーロッパに於ける思想運動は、モスコークローマかに向けられてきたのである。その間に於けるデモクラシーこそは左右兩派よりの攻撃的とならざるを得なかつた。

獨逸に於ける社會民主主義の叫ぶ、ワイマールを死守せよとの聲は、又モスコークへ。ローマへと叫ぶ左右兩黨の閑聲に打消され、それ等兩黨の合法手段による進出はワイマール憲法の域下に迫りつゝあつたのだ。

第三章 ファツシズム發生の過程

一 反動運動の確立時代

一九二二年以降、二三年二四年は、戦後の無産運動に對する反動運動の劃期的時期であると云ふ事が出来る。

先づ最大の事件は伊太利に於けるファツシズムの勃發であり、政權獲得と云ふ現實問題であつた。

一九二二年秋、ムツソリニーが政權を把握した當時に於て、ファシスト黨は議會に於て議員數五三五名に對して、僅か三六名に過ぎなかつた。一九二四年の總選舉に於ては、一九二三年十一月制定された、ファシスト獨裁に便なる新選舉法を利用し、三七五名と云ふ壓倒的多數を得たのであつた。

一九二三年一月には、その暴力團「黒シヤツ」は立派な「護國義勇軍」 *Milizia Voountaria per la Sicurezza Nazionale* になりきつてゐた。

一九二七年には、ムツソリニーは大體ファツシズム國家の基礎を創り上げてゐたのだつた。その後の彼はファツシスト政權の恒久性を確保す可く、大衆的基礎を確立してゐたのである。一九二八年十二月九日には法律によつて従來のファツシスト黨の支配機關たるに止まつた大評議會 *Granb Council* を憲法上の國家機關に移してしまつたのである。かくして伊太利に於けるファシズム獨裁の確立は、ソヴェートに於けるプロレタリア獨裁と相並び、政治經濟史上に偉大なるページを残したのであつた。

二 反動運動の波及時代

勞農ロシアの現出が、世界プロレタリア運動に甚大なる影響を與へたごとく、伊太利に於けるファツシズム運動は又、必然的に世界各國、特にヨーロッパ諸國に重大なる刺戟を與へた。

特にウイルソンの民族中心主義、並にデモクラシーの思想によつて發生した新興國に於てこの運動を發見するに至つた。俄作りの議會政治が無能、混沌に陥つたとき、イタリーに於けるムツソリニズムの成功は又、これ等小國の相模倣するところとなつた。

ポーランドに於てはピルスツキー *Joseph Pilsudki* によつて一九二六年五月獨裁的新政府が樹立された。一九三〇年の秋には議會に於て、四四四名中獨裁派が二四九名を占めるにいたつた。

リトアニア國に於ては一九二六年十二月右翼農民黨並に軍隊によつてクーデタが行はれ、國民主義者のヴォルデマラス *Augustina Voldemaras* を首領とするファツシズム的政府が樹立された。

ユーゴ・スラビアに於ては一九二九年一月アレキサンダー王による獨裁が宣言せられ、ツイヴコヴィツチ *Živković* の超然内閣の出現をみ、議會を解散して獨裁治下となつた。

ファツシズム運動はかくして、一九二六年頃より、スペイン、ルーマニア、オースタリー、

フィンランド等に波及していつたのであつた。

三 ファツシズム運動の一進一退

前述の如き、ファツシズム運動のヨーロッパに於ける擴大も亦、伊太利ファツシズムのその後の成績が餘り豫期の如くでないこと、左翼的思想の擴大並に之と正反對なる現象とみられるが、資本家階級が軍部中心のファシズムに對し嫌惡すと云ふ如き諸事情はファシズム運動の擴大に對し少からざる妨害條件となつたのである。

スペインに於けるプリモ・デ・リベラの獨裁は一九三〇年四月に於て終焉を告げ、共和主義となり、又一九三一年九月二日ユーゴスラビアは議會政治を復活したのである。

獨逸に於ては賠償問題を中心として、強硬外交をモットーとするヒットラー黨の擴大をみたが、ローザンヌ會議以後この目標を失へる國粹黨の將來は餘り多く期待を持つことが出来ない状態にある。かくして、ヨーロッパに於けるファツシズム運動の擴大は一時停頓状態に

あるも、經濟恐慌が永續するならば、このファツシズム運動も亦或る程度の國際的發展性を持つとも考へられる。ウイーンに於けるファツシズム・インターナショナル運動がこれである。

四 反動運動の經濟上に於ける地位

反動運動としてみたファシズムは、自國の經濟的擴大、強化を主要スローガンとしてゐる以上、或るときには帝國主義的行爲に出でずとは、確言し得ないのである。ファツシズム運動はプロック經濟形態を好み民族中心經濟即ち國民經濟中心に行かんとする傾向を持つてゐる。

第二に、ファシズム運動は、ヴォルシエウイズムに反對すると同時に、勞資の經濟的握手を強力なる力によつて成さしめんとしてゐる。が然し、利害の相反する兩階級が少なくとも現状に於て存在すると云ふ不徹底さを示してゐることも亦事實である。

ファツシズムの經濟上に於ける地位こそは、恐慌下にある資本主義そのものをカモフラ

デュした、資本主義形態に置き換えると云ふ事が可能であると云ふことだ。

第四章 ファツシズム運動の史的展望

一 伊太利に於ける共産主義の失敗

三國同盟を捨て、世界大戦の渦中に入った伊太利がその結極に得たものは大衆の血と過重なる戦債と國內不安とに過ぎなかつた。シトロンの花咲く美術の國は、失業群と戦死者遺族の群に満ちてゐた。インテリ失業群、又街頭に投出されてゐた。

一九二〇年から二一年への伊太利は凡てが行詰りの状態にあつたのだつた。社會不安や多くのストライキは國民の眼前に轉回して行つたのである。

同盟罷業件數

工業

農業

一九一四年	七八二	八二
一九一五年	五三九	六二
一九一六年	五一六	六一
一九一七年	四四三	二七
一九一八年	三〇三	一〇
一九一九年	一、六六三	二〇八
一九二〇年	一、八八一	一八九
一九二一年	一、〇四五	八九

一九一九年の總選舉にムツソリニーが落選する程悪化してゐた伊太利は著しく左傾してを つたのである。伊太利の左翼はロシア革命と同時に一擧にしてイタリー半島を赤化せんとしたのである。ビードモン、ロンバルダイの冶金工場には赤旗が流れてゐた。が結極もてあました労働者はこれを再び資本家の手に渡してしまつた。

何が故に伊太利に於ける共産的労働者はローマを獲得することが不可能であつたらうか。

第一は、伊太利はプチブル的イシテリがロシアに比し多かつた事。

第二は、インテリの通例として自由主義的であり、プロレタリア獨裁を恐れた事。

第三は、伊太利に於けるブルジョアが積極的手段によつて防害せる事。

第四は、歸還せる軍人の愛國運動が左翼的でなかつた事。

第五は、北部農業地帯が反動的になりし事。等

かくして、伊太利は赤化への反動としてムツソリニズムの發生を見るに及んだのであつた。

二 ムツソリニの右翼轉換

一九一八年から二〇年に於ける伊太利の赤化に對して、政府はただ、自由主義的立場からと云ふよりは無能の極、傍觀的態度を守つてゐた。國民の困惑に對して何んらの統制力をも示し得なかつたのである。

一九二二年五月のメーデーに於て、伊太利共産黨は最後の攻撃を試みたのであつた、ゼネストが行はれたのである。かゝる時に武裝的指導者であるムツソリニの導くファシスト義勇兵は各工場の屋上に流れる赤旗を伊太利國旗の影に換えて行つたものである。

ポロロ・イタリアーノ以來の社會主義者ムツソリニは大戰以來國粹主義者になりきつてゐたのだ。そして彼は第一聲に於て次の如く強く叫んだのである。

「議會主義の轉機は吾等の足下に迫つてゐる。腐敗せる政黨は、も早何事をもなし得ない。彼等を徹底的に排除し、イタリア大衆を政治的經濟的に平定せしむるものは強い力を持つファシストのみである。」

かくして一九二二年十月に入つて、ミラノに開かれたファシスト大會は、ファシズム革命の組織及準備を整へローマへの進軍を決行したのであつた。

三 ドイツに於けるカッツ事件

獨逸に於ける戦後の反動運動の第一聲は、社會民主主義的革命成功の夢未だ覺めざる一九二〇年の春であつた。帝政時代の軍閥を中心とする反動運動は、伊太利に於ける左翼運動に力を得、反共產主義を標榜し、伯林占領をすら計畫したのであつたが、労働者並に一般インテリの反對を受け之れは没落し去つたのであつた。

反動運動がドイツに於て成功し得なかつた理由として擧げられるものは次の諸點であると思ふ。

- 一、カッツ運動には何等の組織的有機性がなかつた事
- 一、その運動の支持者は單に封建的勢力をもつた地主階級であつた事
- 一、産業資本家自身は社會民主主義の政策に同意してをつた事
- 一、インテリ階級がミリタリズムに飽きてをつた事
- 一、社會民主黨の勢力が絶對的に強かりし事
- 一、カッツの發生(ミュンヘン)が首府に餘り遠かりし事

一、カッツ室に武器が不十分なりし事

以上の如き諸事情によつて、カッツの運動は一部の騒動として反動運動史の一ページを満すに過ぎなかつたと云へるが、次のヒットラー運動への誕生を約束する一つの動機を示したと考ふるべきである。

四 ナチス運動の生立

國粹社會獨逸労働黨(ナチス)の發生こそは、今後の獨逸大衆を左右し、又同時にヨーロッパ政局の前途に大きな變動をきたさしめる諸點を示すものである。

一八八九年四月二十日にオースターの國境近いブラウンナウの寒村に生れたアドルフ・ヒットラーを指導者とするものがナチスである。

一九一九年三月十七日、南獨の都市ミュンヘンのカフェーの一室に集つた男たち五、六人、その一人がヒットラーであつたのだ。

一九一九年の春の夜のヒットラーは名もない一人の無国籍者であつた。その年は又、白色テロと、赤色ギヤングとの交響樂の裏に暮れていつた。

一九二〇年のドイツは黒色國防兵のテロの時代であつた、エルベルガーやラーテナウの殺害の時代であつた。暗殺は年中行事の一つであつた。

かくして、ゲルマンの大地には政治的不安と、經濟恐慌と、社會的動搖とが氣味悪く匍匐ふてゐた。

かゝる間にナチス運動はインテリ階級に、工場に、學園にそのメンバーを増加して行つたのであつた。

かくして、ヒットラー運動は、國家主義、反ユダヤ主義(アンテ・セミニズム)軍國主義的色彩、反佛對度、ヴェルサイユ並にアシチエルマン條約破棄、賠償不拂等々をモットーとして、一九三〇年の選舉には第二黨となり、地方に合法的勢力を占めるにいたつたのである。

五 獨逸のファツシズム

ドイツに於けるカツプ並にスパルタクス團の失敗後の混濁たる社會の中から又新しいファツシズムが生れて來た。

ゲルマン民族の血の流れるファツシヨ的分子はバイエルンに於けるヒットラー運動を助成し、又ハイスラーの統禦する愛國聯合運動はプロシア地方より生れたのである。

かくして、ドイツに於けるファシヨ運動は伊太利の如く統一的ではなく、各團體により主義主張を異にする數個のそれに分れてゐた。だが、ヒットラー黨の勢力擴大は、この分立傾向にある獨逸ファツシズム運動をして、統一せる組織的運動たらしむる充分な可能性を有するものと認めざるを得ない。

六 第三帝國の中心點

獨逸に於けるファツシズム運動を「第三帝國」を呼ぶ聲は月と共に強くなつてゆくのである
彼等が云ふ第三帝國とは何んであるか。

彼等は第三帝國に對し次のやうに説明してゐる、第一帝國とは靈の世界であり、第二帝國
は肉の世界である。第三帝國こそは靈肉一致の世界であり、社會觀でなければならぬ。

人類が靈と肉によつて構成される如く、この社會も亦、靈と肉によつて組織されて
る。

人類の社會は單なる觀念論者が云ふ靈的なものでもなく、又マルキシズムが説く物的な
ものでもない。即ち社會それ自身も靈と肉によつて。云ふならば物質と精神によつて構成
されてゐると云ふのである。そこに第三帝國の中心點を置いてゐる。

ヒットラーの最近の言動をみるに、ルーデンドルフ將軍と會談の結果として發表された第
三帝國は、前述の如き抽象的なものではなく、第一帝國とはフリードリヒ大王時代の帝國を
指し、第二帝國とはウイルヘルム二世時代の帝國を云ひ、第三帝國とは、即ち次に來たらんと

する帝國なりと述べてゐる。

ファツシズムそのものが一種のオポチュニズチ的なものである以上、大衆の動きによつて
はヒットラーは獨逸帝政復活を計畫せずとは決して斷言し得ないと思ふ。



第二篇 ファツシズムの政治理論

第一章 ムツソリニーの政治論

一 伊太利の政治道徳

伊太利は建國以來、その歴史が新しく、この國の政治そのものはまだ嘗て、久しきに亘り安定を見たことがなかつた。そこに於て、ムツソリニー政治の言ふ「道徳國家」の必要性が認められるのである。

同國の政治組織が英佛の憲法に倣つて、君主立憲制下に議會政治を行つたのは一八八六年であつた。だが、本世紀始頭の伊太利選舉法を視ると、有権者數は二十一歳以上の男子で人口の二十九%に過ぎないことが示されてゐる。

爾來、選挙法改正の問題は政黨の相争ふ目標となつてをつた。斯くして、一九一二年の改正により、二十一歳以上の男子に無條件選挙権を與へ、文盲に對しては三十歳以上としたのである。改正の結果は、三百二十四萬の有権者數は一躍八百六十三萬となつたのであるが、内五十六パーセントは無學の者と推定されたのであつた。この點又伊太利に於ける教育事業の普遍性を充分に物語るものと考へられる。そして又同時に一九一二年の改正後の投票數をみるに、棄権者數は改正前に比して遙かに増加し、一九二三年の如きは實に四六%の多きに達してゐる。この傾向は又同時に政治上、社會上、經濟上の一切の事象に現れてゐると云はなければならぬ。

伊太利政狀に對する一般論として更に注意す可きことは、伊太利そのものが二重國家の形式を歩みつゝあることである。それは、伊太利の首府ローマに存在する羅馬法王廳の權利である。カトリック政廳が伊太利國民の政府と久しく對立してをつた。その状態は對立と云ふより、敵視と云ふ方が適當と評し得るのである。その歴史は遠く、一八七〇年のエンマニエ

ル二世のローマ侵入當時に發し、一八八三年、レオ十三世法王は教書を發して、伊太利王國の國會選挙に投票したり、或は又王國の官職を有つたりすることはカソリック教徒として望ましからぬことなりと告げた。

かくして、伊太利に於てい忠實なるカトリック教徒は自國の政治自體に對して嫌惡し、忠實なる愛國者との間に深刻なる鬭争が絶えなかつたのである。

伊太利國民が一般道徳は勿論、政治道徳に於て如何に缺けてをつたかは、ムツソリニーに依るファツシヨ運動をみても明かであると思ふ。

伊太利ファツシヨの大方針は何んであるかと申せば、當時の政黨議會即ち、國策なく、私慾一點張りの政黨の排撃と同時に、國民精神を統一し、階級鬭争即ち、國家内に國家を作る階級觀念を除かんとしたのである。又そのスローガンとするところを視れば次の如きものであつた。

一、吾等には國家ありて他なし

- 一、吾等には實行ありて議論なし
 - 一、吾等には業務ありて權利なし
 - 一、吾等の祖國は搾取なき國家
 - 一、吾等の精神は祖國、本分、規律
- ファツシヨ運動の目的に對してムツソリニーは「各個人の利害は全國民の最高利害に隸屬しなければならぬ」と宣言してゐる、こゝにムツソリニーが叫ぶ道德國家なる精神方面の國民教育が必要とされたのである。

二 絶對力中心主義

ファツシズムそのものは普遍性を持つものであつて、各民族により、又は各國家により、ファツシズム政治理論が異なる可き性質ではないとの見解を持つ學者もある。それ等の學徒はファツシズムに對し綜合主義的哲學觀を持つものとみられる。が然し、ファツシズムが行動

主義的なものである點よりみれば、例へば獨逸に於けるナチス一派のファツシズム傾向と、ムツソリニズムのそれとを比較するとき、自から差異を發見せざるを得ない。そこに於て、吾々は行動主義的にみたファツシズムに對し、伊太利的ファツシズムとか獨逸的とか、或は又、日本に發生するならば日本的ファツシズムとか、云ふ風に區別して研究する必要があるのである。

伊太利ファツシスタ國家學の權威とされてゐるロツコの說によれば、ファツシヨの出發點は、デモクラシーの行詰りであり、議會政治の行詰りによるとの事である。

自由主義的民主主義國家の構造はそれ自體が今日の如き社會狀態には餘りに脆弱すぎると云ふのである。彼によれば、自由主義的民主主義の缺點は、要するに國家自體に目的がない無目的國家こそデモクラシーの國家であると云ふのである。

何故デモクラシーには目的がないかと云ふと、デモクラシーは量の政治である。従つて國民の内容が變るに従つて、國家の目的が同時に變る。そこに於てデモクラシー國家に於ては

國民の多數が左翼化すれば赤化し、^右左翼化すれば、國家社會主義的になる、そこに於て、多數の政治と云ふものは無目的になり何れの方向に流れるか、全く不安定の状態に置かれると云ふのである。

要するにロツコの説によれば國家それ自體に絶對的目的を置き、國民思想の變動を無視せんとする傾向を發見するのである。或は又、國民思想の流轉は無視するのではなく、それをコントロールするのであると説いてゐるが、結論に於ては、どうしてもオーソリテイなるものを中心とし、絶對力を根本としてゐることが發見される。そこに於てファッシズムが客觀性を或る程度迄無視した、主觀的觀念論であると評することが出來ると思はれる。

三 伊太利に於ける政治論

伊太利に於けるファッシズム政治理論はムツソリニの政治革命それ自身が理論なりと、説く學者もあるが、結局に於て立法權より、行政權を優越化せんとするところにその政治理論

の中心點を發見するのである。

ロツコや五來教授の説を中心として考へ、ゾムバルトのファッシズム政治論等を参考としてみるに、ファッシズム政治論は自由主義的民主主義政治論に對する反動論と考へることが出来る。

ファッシズム法理論學者によれば、デモクラシーの機構は脆弱であり、抵抗力なく、無用の協力と、悪い妥協に日を費してゐると述べてゐる、デモクラシーは結局國家中に存在する力を支配せずして、是れに支配されると同時に、國家に潜在する凡ゆる思想、運動の鬭争場を議會と稱するにいたつたのだと述べてゐる。

ファッシスタ國家社會が要求する法律的組織を力強く實現する一つの中心點が、ファッシズムである、云ふところの社會とは、個人の單なる集團を指すのではなく一つの有機體であると考へてゐる。その社會は民族的歴史の値値を持ち、個人の生命及目的を超越せしめた、社會的目的並に社會的生命を有するものであるとする。

ファツシズム法理論はファシズム國家自身なりとゾムバルトも説いてゐる。ファシズム國家は個有の目的、個有の使命を持つものであつて、國家は前述の意味に於ける社會が要求する職能と、意思とを最も忠實に決行する行動そのものである。

ファツシズムに於ては行政、司法、立法の各は同一の有機體の機關にほかならないと稱してゐる。この三つの力は、國家的形式、國家的發展を最も忠實に行ふ以外の何ものでもないとなしてゐる。

立法權並に司法權は國家が特定せる特種的權力であつて、行政權は活動的なる行動によつて始めてその權力が生ずる。

國家の目的は階級存在を否定するにある。現存する階級觀念を除去するにあるとしてゐる。これが爲めに、勞資間に終極的安定を與へ、衝突に當つては國家は調停する地位に立つ可きものとしてゐる。

かくして、伊太利ファツシズムの政治論は國家權力の絶對性と主權の神聖性を中心として

動き。又、行動しつつあると云へる。

四 ファツシズム國家に於ける自由性

ファツシズムそのものはデモクラシー的自由性を否定した政治論の上に發生した點よりして個人の自由性に疑問を抱く人が相當多いやうである。云ふならば、自由主義に對する反動としてみられるからである。

ファツシズムによれば自由とは國家を通じての自由であつて、絶對的自由はあり得ないと云ふのである。これはレーニンズムの自由と比較してみるならば、レーニンに依れば、自由とはより多くのものにとつての自由であり相對的なものであるとされてゐる、ファツシズムに於ける自由は國家を通じての自由であり、ロシアに於ける自由は大衆（プロレタリアト）にとつての自由が眞の自由であると云ふのだ。

ファツシズムの權力國家觀から云へば、國家の先天性並に內的必然性があつて初めて、眞の

自由は發生し、存在すると云ふのである。次にファツシズムに於ける國民的意志は自由なりや否やと云ふ事が問題になると思ふが、ファツシズム下の國民的意志は民族的思意であると述べてゐる。

現在はイタリアに於ける國民的思意或は國民的自由性と云ふものは、將來に於ける歴史を生命づけることによつて與へられてゐるのであつて、決して、政治的價値が國民の自由を約束するものではないと云ふのである。

ファツシズムは行動主義であると同時に理想主義であると前に述べたが、ファツシズムの理想主義的法理論に於ては、祖國、家族、文化を以つて最高の價値あるものとなし、理想主義から云ふ自由とは、民族が持つ文化生活を持続するときに、正しい自由が生れると述べてゐる。ファツシズムに於ける自由とは個人的自由を指すのではなく、集團的自由が本來の自由でなければならぬと思ふのである。

國家はファツシズム治下に於ては有機的であり、その有機體は細胞(各國民各自)によつて

構成されるものである故、國民各自(個人)の對立を許さない。有機體に於ける個人の對立は有機體そのものゝ存在を否定するからである、だから、イタリアに於ける自由は民族的であり集團的であり、國家的である。有機體の自由とは有機體自身の存在を認めての自由でなければならぬと云ふのである。

ムツソリーはこの自由に對して次の如く述べてゐる。(Olivetti, *L'insediamento del nuovo Stato Italiano*, 土方成美氏譯文より)

「力と同意とは眞に相反對する名辭であらうか。力の中には既に同意がある。而して同意はそれ自身に於て、又それによつた力である、全體こゝして卿等は地上に於てすべての被支配者をよろこばすと主張した政府を見た事があるか。然し、之は圓い四角形である。如何なる政府も——たとへ神の如き智慧を有する人間が參與するものであつても——何等かの施設をなすや、不平者を作るであらう。如何にしてこの不平者を満足さすであらうか。力によつてである。國家とは何ぞや、國家とは憲兵である。すべての法典、理論は或る特定の時に於て

憲兵が物理的な力をもつて、法律が破り難き重壓をその力によつてなすのである。」
かくして、ファツシズム治下に於ける自由は、國家的であり民族的であり、有機體自體としての自由であると云ふのだ。

五 ファツシズム政治論は力

ファツシズムに於ては階級の分裂も對立も認めてゐない、ファツシズム行動主義の政治論は國家の権力に集中されてゐる。

ブラグマテイストたるムツソリニーは現實主義者であり實踐論者である。現實主義、實踐主義の政治論は力によつてのみ解決されると云ふのである。だから、ファツシズム政治は見方によつては力の政治である。國民の集團主義的意義に於ける自由を尊重した、力の政治であると云ふのである。

かくして、伊太利に於けるファツシズム政治は國家の絶對性より出發したものであり、國

家の目的が動くときには、その客觀性に従つて政治論も動いてゆく。だから、ムツソリニー政治論は日向見主義であると評されるのである。

國家概念を中心としたファツシズム政治論は行動即ち政治であるとしてゐる。かくして、ムツソリニーの政治論は行動だと考へられ、同時に力が政治論の中心點だと評すことが出来る。

六 ファツシズムの憲法

ムツソリニーの政治論が國家中心主義であり權力主義であることは、その憲法の優越性を見ても發見することが出来る。

伊太利ファツシズム憲法の主眼は、經濟的に急轉し行く社會を統禦するには憲法上の強い力が必要であると云ふのである。

ファツシズムはデモクラシー的議會制度に代ふるに、協同組合的代表制度による國家を憲

法によつて確立してゐる。

ファツシズム憲法は大評議會によつて創られ、その憲法によつて國家の凡ゆる活動が起り、又これを無視することを許されてゐない。

ファツシズム憲法は同時に空文を必要としない。行動主義的憲法は客觀性を持つが故に、必然的に今日の憲法と明日の憲法とは異なり得る性質を持つてゐる。

七 ファツシズム政治論は教育論

ムツソリニー政治論は立派な教育論である。イタリアに於ける政治道德の低級なることは前に述べたが、ムツソリニーの叫ぶ道德國家は政治道德の向上と、政治思想の普及とを目的としてゐる。

ファツシズムは又英雄崇拜の思想を多分に持つてゐる。民衆の中からより良き政治家を得んとしてゐる。このことが成功するかどうかはかなり遠い問題だが、現状をみれば、ムツソ

リニーの政治論は教育論であると云ふ事が出来る。

ムツソリニーによれば、支配階級は時に變り得る。又歴史は支配階級變動の歴史であるとみられるが、支配者なき社會の出現は不可能であると考へられると同時に、國家の權力を代表する正しき支配の存在は、必然的に國民の利益と相對關係にあると云はなければならぬと云ふのである。

國家の權利を代表する國民を養成することが國家の政治であるとムツソリニーは叫んでゐる、だから、ムツソリニーの後に來るものは、彼の子孫であるとは云へない。誰だか判然しないが、國民中に存在することは事實だと考へてゐる、第二のムツソリニーを教育することが彼の政治論であり政治哲學であると云ふのである。

第二章 ヒットラーの政治論

一 ヒットラーとファッシズム

國粹社會獨逸労働黨を生んだアドルフ・ヒットラーは立派なファシストとして自他共に認めてゐる。自から第二のムツソリニーと考へてゐるし又新聞などでもミュンヘンのムツソリニーと煽動してゐる。行動主義からみたらムツソリニーとヒットラーは別人間にちがいないが、ヒットラーに多くの政治的論據を與へたのはムツソリニーの政治論だと云へる。又或る意味に於てヒットラーイズムが社會主義的であるとみられるなら、そこには、形式的であるがレーニンズムが織り込まれてゐるとみられ得ぬでもない、だからヒットラーはムツソリニーとレーニンが生んだとも云へる。

なにしろ、ヒットラーは第二のムツソリニーたる人とし、ファッシズムの社會を獨逸に實現

せんとしてゐる。

二 ヒットラー政治論の中心點

ヒットラーの政治論は次の諸點にあると概括して云ふ事が出来る。即ち彼に依れば、ゲルマン民族の一大結合によつて、その自主權を強調してゐる。彼が民族大結合を叫ばねばならぬ程、獨逸民族は事實上結合してゐないのだ。丁度イタリアに於て政治道徳は發達せず、インテリはアナルヒズムになつて、ムツソリニーが道徳國家を叫ぶやうなものと同一視する事が出来る。

ルツテルは新約全書によつて獨逸民族の言語を統一する力を與へた。又グリム兄弟は童話によつて、ゲエーテは文學によつて獨逸民族の結合を苦心した。

ヒットラーは國家的力により、獨逸民族の大結合を計らんとしてゐる。その結果は獨逸民族による國家を強調し、反ユダヤ運動まで起してゐる。

一九三〇年ミュンヘンに於ける大會によつて決定されたヒットライズムによる政治論を次に示してみることにする。

三 獨逸國民の權利と義務

ナチスに依れば、獨逸國民は同等なる權利と義務とを有すると云ふのである。權利と義務とが同じ價値を持つときのみ國民の生活は満足されるのである。だから、國家自體が苦しむときは、同時に國民が苦しむときだと云ふのである。ヒットラーは國民と、權利と義務に對して次のやうに説明してゐる。

一、同胞たる者のみが公民たり得る、獨逸人の血統を有する者は、その奉ずる宗教の如何を問はず同胞たり得る。従つて猶太人は同胞たり得ず。

二、公民たらざる者は外來者としてのみ獨逸國內に居住するを得、且つ外國人法規に服せざるべからず。

三、國政處理及び國法決定の權利は公民のみに賦與されるものとす。従つて國家に於けると、州又は自治體に於けると、その種類の如何を問はず、總ての官公吏には公民のみを任命することを要求す。我等は、品性及び能力を顧慮せずして單に政黨の見地のみに従つた選任を行ふ、腐敗せる議會執政に反對す。

四、先づ第一に公民の生業——及び生活可能性を計る義務を、國家に負はしむることを要求す。國家内の全國民をして生活せしめ得ざるときは、他國民(公民に非ざる者)を國外に追放すべし。

五、爾後非獨逸人の國內への移住を阻止す。一九一四年八月二日以後獨逸に移住せる非獨逸人をして、即時獨逸より退去せしむることを要求す。

六、全公民は平等の權利及び義務を有せざるべからず。

七、各公民の第一の義務は精神的或は肉體的に活動出来る事でなければならず。個人の行動は全體の利害と衝突することを得ず、全體に束縛され全體の利益に従屬せざるべからず。

以上の如く、ヒットラーは個人の利益(自由)を國家の利益(自由)の後に置けと叫んでゐる。國民が悪い意味の個人主義的自由を捨てたときのみ、正しい政治が行はれると云ふのである。

四 國家行政

ヒットラーは獨逸政狀の客觀性から考へて、イタリーの如き中央集權制度を採らず、或る程度の地方分權制を採用しやうとしてゐる。が、國家權力を絶對化したものを中央に置くことを強調してゐる。

獨逸に於ける聯邦制度は大戦前迄はプロシヤの強力なる權力により保持されて居た。然しプロシヤ軍閥の崩潰に伴ふ獨逸は強力なる權利に憧憬してゐるのだ。そこにヒットラーの云ふ第三帝國が存在價值を示し、ヒットラーの國家行政が生れる必然性があると思はれる。次に示すやうに、職業議會とは、イタリーに於ける組合議會を似ねたものであることが理解される。次に彼の國家行政々策の中心點を示してみよう。

以上のことを遂行するために、我等は、國家の強力なる中央權力の形成、全國及び、その諸組織一般に對する中央政治議會の絶對權威を要求す、我等は、國家によつて發布された包括法の個々の州に於ける遂行のための身分別議會及び、職業別議會の成立を要求す。我が黨の指導者は必要な場合には、自身の生命を賭して上述の諸點の遂行を容赦なく引受けることを誓約す。

五 法制、教育、宗教、外交

次に、ナチスの法制・教育・宗教外交政策を示してみよう。

A 法律制度

- 一、我等は、その行動によつて全體の利益を害する者に對して容赦なき闘争を要求す。國事犯、高利貸、奸商等は、その宗教及び人種の如何を問はず死刑に處せらるべきなり。
- 二、我等は、物質的世界秩序に奉任する羅馬法を、獨逸普通法によつて代置することを要

求す。

B 教育及び青少年教育

一、有能且つ勤勉なる獨逸人により高き教育、及びそれに伴いて指導的な地位を可能にするために、國家は我が國の全國民教育機關の根本的建直しに力を致すべきなり。一切の教育機關の教育案は、實際生活の必要に適應すべし。國家思想の涵養は既に教育の初めに當つて學校(國民學校)によつて行はれざるべからず。我等は、その身分と職業とを問はず、貧困なる兩親を有する特に精神上の才能ある兒童が國家の費用を以て教育を受くることを要求す。

二、國家は、母性及び兒童の保護、幼年勞働の禁止、體操^{II}及びスポーツ義務の法的確立による肉體的訓練の制定、青少年の肉體的訓練に従事する全體への最大の支持によつて、國民保健の向上に力を致すべし。

C 國防

我等は、傭兵の廢止と國民軍の樹立とを要求す。

D 新聞紙

我等は故意の政治的欺瞞と新聞紙によるその流布とに對する法律的鬭争を要求す。我等は獨逸新聞紙の發行許可を條件として次のことを要求す。

- (イ) 獨逸語で出版される新聞紙の總ての編輯者及び共働者は、同胞たらざるべからず。
- (ロ) 非獨逸人新聞紙は、その發行に當つて國家の明文による認可を得ざるべからず。それらの新聞紙は獨逸語を以て印刷されるを得ず。
- (ハ) 獨逸人に非ざる者の獨逸新聞への財政的參與或はその干渉は法律によつて禁止され違反したる場合には處罰としてかゝる新聞紙の發行禁止と、夫に參與したる非獨逸人の即時國外退去を要求す。公安に反する新聞紙は禁止さるべし。我が國民生活に悪影響を及ぼす藝術及び前述の諸要求に衝突する催しの閉鎖を要求す。

E 宗教

我等はそれが獨逸民族の存在を危険にせず、或はその風俗及び道德觀念と背馳せざる限り、

國家内部に於けるあらゆる宗派の自由を要求す、我が黨自體としては、特定の宗派と結合することなく、既成キリスト教の立場を代表す。我が黨は我等の内外に於ける猶太的物質的精神と闘争し、且つ、利己を後に公益を先にするといふ原則の上のみ内部から國民の永久的復活を達成し得ることを信ずる。

F 外交政策

- 一、我等は、民族自決權に基きたる全獨逸人の大獨逸國への結合を要求す。
- 二、我等は、他の諸國民に對する獨逸國民の同權、ヴェルサイユ平和條約及びサン・ヂエルマン平和條約の廢棄を要求す。

六 ムツツリニーとヒットラー主義の類似點

以上の如く、ナチスの政治論も亦ムツツリニーの如く、行動主義的である事が發見される。又政治を持つて、國民教育の一つと考へてゐる點も兩者に共通點を發見する。

ヒットラーは國家が、女性及兒童の保護に當ることを力説し、又、國民體育上の制度として軍隊的教育を考へてゐるが、ムツツリニー下の黒シャツを夢みてゐると考へられる。又その發生の動機がデモクラシーと、資本主義の行詰りによることは見逃せない。

七 ナチスに於ける民族の觀念

ナチスの民族觀念及び國家觀念をよく表現したものは、ヒットラーの自傳として知れる「余の闘争」Mein Kampfであると思ふので、坂井氏の邦譯を以つて次に紹介して置く。

一般に現在、誤つて國家と呼ばれてゐる所のものは二種の人間、即ち國民と外國人を認めてゐるのみである。國民とは、其國土内で生れたことに依り、或は後に歸化する事に依つて其國の公民權を有するすべての者を指す。そして外國人とは此の公民權を他の國家に於て享有する所のすべての者である。此間に更に彗星の如き妙な現象が一つある。所謂無國籍者がそれである。現代の何れの國家にも所屬するの名譽を有しない所の者である。

今日、國家の公民權なるものは既に、上に述べた如く、第一に、當該國の領土内で生れることに依つて得られる。此際其人間の種族とか民族的所屬と云ふものは全然何等の役割をも演じない。以前はドイツの保護國に住んでゐた黒人でも、ドイツ國內に住所を移せば其の子供は「ドイツの市民」として生れることになるのである。ユダヤ人であらうとアジア人の子供であらうと無雜作にドイツ市民と呼ばれることが出来るのである。

誕生による市民權の享有の外に、更に後になつて歸化して市民權を得る可能性がある。それには種々の條件がある。例へば歸化希望者が家宅侵入者或は男妾でないこと、政治的に何等危険のない愚物であること、彼れが歸化した後に當該國にとつて負擔とならぬ事等である。勿論現在の様な實際的な時代では只財政的な負擔だけが意味されてゐる譯である。

人種的な考慮などは此場合全く拂はれてはゐない。

市民權の獲得はまるで自動車クラブに加入するのと大して變らない。願書を出す、調べる宜しいと認められ、ば彼れが市民となつた證據として手札が渡される。それだけで、モーコ

人の田吾作でも權兵衛でも突然眞のドイツ人となつてしまふのである。人種的所屬が問題にされないのみでなく肉體的な健康も何等注意されない。只前にも云つた如く財政的な負擔とならず政治的にも危険な人物でなければ歓迎されるのである。

斯くして國家と呼ぶ所の組織は年々自ら克服し得ない毒素を體內に取り入れて居る。

又市民は一切の公職に就くのが自由があり、場合に依つては兵役の義務に服しなければならぬ代り、積極的に或は消極的に選舉に参加し得る、と云ふ點で外國人と區別される。大體に於て之が總てである。個人的權利や個人的自由の保護に至つては外國人と雖も同様に享受して居るのである。

然るに民族國家は其の住民を三つの階段に分つ——市民と國籍人と外國人。

其の領土内で生れたと云ふだけでは原則的には唯國籍が得られるだけに止る。斯る意味の國籍人は未だ公職の指導的地位に就いたり、選舉に参加するといふ意味では積極的に消極的にも政治的活動を爲すの資格は有しない。原則として、一切の國籍人は其の人種的民族的

所屬が確定されねばならぬ。各國籍人が國籍を放棄して自己の民族的所屬に適應せる國家に於て市民となることは常に自由である。外國人は彼が其の國籍を他國に有すると云ふ點のみで國籍人と異なる。

ドイツ民族に屬し而もドイツ國家に國籍を有する青年はすべて國家の規定する學校教育を受ける義務がある。之に依つて彼は人種的、民族的意義ある市民となるための教育を受けるのである。學校教育を終へた後も國家の定むる所に従つて、體育上の訓練を受け而して最後に軍隊に這入らねばならない。軍隊教育はすべてのドイツ人を包括し各人の肉體的、精神的能力に應じて軍事的教練を施さねばならぬ。兵役の義務を終るに當り非難のない健全な青年に對して、始めて國家の市民權が最も莊嚴なる儀式の下に附與されるのである。此の市民權こそは彼れの全生活にとつて最も貴重なる證書であるのだ。此處に始めて彼は市民の享有すべき一切の權利、一切の特權に參與し得るに至るのである。蓋し國家は其の存在と偉大さとの根源であり且つ負擔者なる所の眞の意味の國民と、單にそれ相當の「力を盡す」分子として

其國家内に滞在するに止る者との間には嚴たる區別を設けねばならぬからである。

又市民證書の授與は自己の民族並に國家に對する神聖なる宣誓の下になされることを要する。而して此の市民たることは假令ブルジョアであつても街路掃除夫であつても、他國の王であつたりするよりも、遙かに大なる榮譽でなければならぬ。

市民は外國人に對してヨリ以上の特權を附與される。彼は國家の主人公である。それと共に又多くの義務を負はされて居る。名譽ある市民權を剝奪され得る。そして再び單なる國籍人となる。

ドイツ人の女は國籍人であり結婚と共に市民となる。ドイツ人の職業婦人も亦結婚すると同時に國籍人たる地位から進んで市民權を附與されるに至るのである。

八 ナチスの國家觀念とマルキシズム觀

民族的、國民社會主義的國家が、國家の支持者を養成し且つ之を維持することを主要任務

だと考ふるならば、斯るものとしての種族的分子を育成せしめ、教育して實際生活に於て働
き得る様に養成するのみでは不充分であり、更に國家自身の組織を此任務に適する如く調和
せしむる事が必要である。

人間の價値を只彼の種族的所屬に依つてのみ評價、従つて——人間は皆同じ人間であると
云ふマルクス主義的觀點に對して戦ひを宣し乍ら、更に此の立場の最後の歸結を引き出さな
いのは馬鹿げた事である。一般に人間の種族的基礎の承認の最後の歸結は、亦此の評價を個
々人の上に移すことでなければならぬ。民族はすべて同一のものではない、と云ふ認識
は、同一の民族社會内部にあつても其の個々人は實に無数の微細な差異を有するものと云
ふ意味に於て、どの人間も同一のものではあり得ない、と云ふ風に個々人の上に移されねば
ならぬ。

斯る認識の歸結は同時に亦民族社會内に於て、特に有用なる分子を啓發せしめ之が增加の
ために顧慮することである。此の任務は屢々機械的に解決され得るが故に甚だしく困難な問

題である。能力を有用性に應じて國民を篩ひ分けることは機械的に行はるべきものではなく
日常生活の闘争を通じて絶えず注意さるべき仕事なのである。

民主主義的、大衆的觀念を排し最良の民族、従つて最高の人類に此の地球を與へんと努力
する所の民族的世界觀は此の民族内部に於ても亦必然的に同様の貴族主義的原則に従つて、
其の民族の最も優秀なる人物に其の國家の指導と勢力とを附與せねばならぬ。従つて此の世
界觀は大多數者の思想の上ではなくて、少數の秀れた人物と云ふ思想の上に打ち樹てられ
る。

民族的、國家社會主義的國家が、經濟生活のヨリ良き構造、貧富のヨリ良き平均、經濟過
程に對する廣汎なる諸層のヨリ以上の參與權、公正なる勞賃制へ過度の差等賃銀制の排除等
によつて他の諸國家から區別され得るかの如く今日考へて居る人々は、我々が民族的觀と稱
して居るものに就ては全然考へてゐないのである。

一切の發明は個人の創造力の結果であり、此等の發明家は其の欲すると欲せざるとに拘ら

す全人類の偉大なる恩人である。彼等は數千萬、數十億の人間に生存闘争に於ける補助手段を與へてやるのである。

今日の物質文化の根源に於て、發明家としての個人を見ることが出来ると思へば、其等の發明家に依つて考へられた發明物の使用實施に當つても亦同様であると云はねばならぬ。蓋し全生産過程も亦其の根柢に於ては發明と同一視さるべきものであり従つて個人の才能に依存して居るが故である。將來の一切の物質的發明、發見の前提となる如き純粹に理論的に思索的な勞作と雖も個人の產物に外ならない。

大衆が、大多數の者が發明したり組織したり考案したりするのではなく、總ての事柄に於て個々の人間、即ち個人こそが之を行ふのである。然り、民族社會と云ふ一つの組織體に於ても最も優秀なる才能ある個々の人物が全體のために最も有効な地位に配置される事こそが第一の、そして最高の任務なのである。組織も又此の原則の一つの實施たるに過ぎないのである。

斯くてこそ民族國家と云ふ組織體はメカニズムの災ひから始めて逃れる事を得、生々としたものになる事が出来る。従つて國家は秀れた人物を大衆の上に据え、大衆を小數の人物の下に従はしめんとする努力の體現でなければならぬ。此際、人類の幸福は決して愚昧なる大衆中にはなかつた、實際に人類の恩人たるの名を要求するに足る所の小數の創造的能力に恵まれた人物の中にこそ在つたのである、といふ根本的認識から出發しなければならぬ、彼等小數の有能なる人物に決定的な權力を保證し其の活動を容易ならしむる事は畢竟全體の爲の利益である。

然るに、人類の全文化が個人の創造的活動の結果たるにも拘らず、國家生活の指導、就中最上部の指導に於て大多數者の價値と云ふ原則が現れ、其處から次第に全生活の中に其弊害が侵入せしめられつゝあるのを見る。諸民族の體内に於けるユダヤ人の活動の破壊的作用も亦根本的には此の個人の意義を無視し、大衆の價値を以つてそれに置き代へんとする不斷の試みの結果たるに外ならないのである。斯くて貴族主義と云ふアーリアン人種の組織原則に

對して多數決の原則に依る破壊的なユダヤ民族の組織原則が諸民族を分解せしむる「酵素」となりつゝあるのである。

而して彼のマルクス主義なるものは、人間生活のあらゆる領域に於て個人の卓越せる意義を否定し其の代りに大衆の數を置き代へんとする、ユダヤ民族の意圖の一つの純粹培養と云ふべきものに外ならない。政治的には議會主義的な政治形式、經濟的には事實上労働者の利益には少しも役立たず、専ら世界のユダヤ人の破壊的な意圖のみに役立つて居る労働組合運動が此のマルクス主義に應當する。

マルクス主義が其の大衆的理論に基いて現存の經濟を引き受け引き續いて發展せしめ得るか否かが問題ではない。マルクス主義原則の正當性に對する批判は、現存のものを將來も亦統制する能力があるか否かに依つてではなく、唯現存の斯る文化を自ら創造し得るか否かに依つてのみ決定され得るのである。

マルクス主義は今日の經濟組織を譲り受けて自己の指導下に千倍も工合好く發展せしめ得

るかも知れないが、彼の多數決の原則を以つてしては、彼が今日完成せるものとして受けとる所のものを自ら創り得ない、と云ふ事實に對しては如何とも爲し難いだらう。

斯くて民族的世界觀は、種類の價値のみならず個人の意義をも認め、それを全建築の礎柱とすると云ふ點に於てマルクス主義的世界觀から根本的に區別されねばならぬ。

特に吾國民社會主義運動が、この原則的認識の基礎的意義を理解せず、今日の國家の大衆的立場を自己の立場として認むるならば、それは實際にはマルクス主義に對する一つの競争的政黨たるに止まり、一つの新たなる世界觀の名を以つて呼ばるゝ事を得ないであらう。

従つて民族國家はあらゆる領域に於て個人の價値を認め、最大能率の能力を發揮せしむる事に依つて市民の福利を増進せしむるに努め、一切の特に上部の政治的指導を多數決の、従つて大衆的決議の議會主義的の原則から解放し個人の權利を無條件に確立せしめねばならぬ。

而して此處から次の如き認識が生れる――

最良の憲法並に國家形態は、最も自然的に當該國家の最も卓越せる小數の人物を指導的地

位に就かしむることを保證する所のものである——と

其處には最早多數決は存しない、只全責任を負へる少數の優秀な人物があるのみであり、「相談」或は「協議」と云ふ語は再び其の本來の意味に歸ることとなる。若干の人物が側に相談役として居るが、最後の決定は唯一人の人物が之を行ふのである。

嘗てプロシヤ軍隊をしてドイツ國民の驚異的な武器たらしめた所の彼の原則——あらゆる指導者の權威を下部に及ぼし責任を上部に及ぼせ——と云ふ原則こそは、將來移して以つて我國の憲法の全構成の根本原則たらしめねばならない。

斯くすれば今日議會と呼ばれてゐる所の機關も無くて済むことが出来る。もつとも其の議員達はそうなれば本當の意味で只相談に乗る丈けであり、責任は唯一人の人物のみが之を負ひ得るし又負はねばならぬ。そして一切の權威と命令の權利も亦此唯一人に屬さねばならない。

議會其物は尙必要である、何故なら其處に於て就中將來特殊の責任ある任務を委ね得る如

き有爲の人物が徐々に頭角を現し得る機會を持つが故にである。

民族國家は下は地方自治體から、上は國家最高の機關に至るまで、多數決による代議政體を有しはしない。

只その時選出された指導者の下に立つて彼の下に仕事を分擔せしめられ、必要に應じては或る部分に於て、この時々協議體の指導者が議長が有すると同様な無條件的な責任を引受ける所の、協議體があるのみである。

民族國家は原則として、例へば經濟問題の如く特殊の重要性あるものに關しては、その教育或は、能力に於て、これ等の事柄を理解し得ない人物が相談又は判断の爲めに諮問さるる事を許容しない。従つて、豫め協議體を政治的な議會と職業的、身分的議會の二種に分たねばならない。而して此兩者の有効なる協力を保證するために、その上に更に卓越せる人物から成る特別の元老院が常に立つこととなる。

而して、この二種の議會及元老院の何れに於ても、常に後援は行はれない。此等は國防上

の單なる機關たるに過ぎず、何等の決議機關でもない。

個々の議員は只、協議する権利を有するのみで決議権は有しないのである、これは、時々全責任を負ふ所の議長に屬するのみである。

絶對的權威と、絶對的無條件的結合たる、この原則は現代の無責任な議會主義の時代に於ては全く考へも及ばない様な選抜されたる一人の指導者を漸次に養成するに至るであらう。

これ等の認識の實現に關しては、今日の民主主義的な多數決と云ふ議會主義的の原則が決して古來人類を支配してゐたものではなく、寧ろ民族や國家の没落の時代に於てのみ、歴史上見出され得るものなる事を忘れてはならない。

勿論、純粹理論的な尺度のみに依つて、かくの如き變化が直ちに上から下まで齎され得るかの如く信すべきではない。蓋しこの變化は單に國家の憲法上のみに止まるべきものではなく、他の一切の憲法、ブルジョア的生活全般をも亦貫かねばならないものだからである。

かゝる變化は唯、これ等の思想的精神によつて既に樹立され、而して、それ自身の中に、

既に來るべき民族國家を孕んでゐる所の、一つの運動に依つてのみ實現され得るのである。

それ故、ナチス運動は今日既に此等の觀念に熟達し、その組織自體の内部に於て之を實際的に適用し、將來の民族國家に、その同一の根本方針を指示するのみならず、既に完成せる國家の肉體を來るべき民族國家の指令の下に置くべく努めねばならないであらう。

第三篇 ファツシズムの經濟理論

第一章 ファツシズム經濟の一般論

一 ワーゲマンの説

ファツシズム經濟の一般論に就て、エルンスト・ワーゲマン著 *Die Volkswirtschaftlichen Systemfehler und die Weltwirtschaftskrisen* によつて考察してみる。

従來、統制收益經濟を表現するものの中、最も完全なのは、經濟的ファツシズムである。ファツシズムだからと云ふて、國民經濟組織形態なるものは、それが完全に統制されてゐるときにのみ、その機能を發揮し得ると云ふ必然的なことを、更めて思ひ浮べる必要は殆んどないやうである。然れども、ファツシズムは——單に、その專制的命令權によつて——無意

識的に、統一的總體規律をとるに至つた。何故ならば、ファツシズムを、それと全く正反對の極をなす所のボルシエビズムと精神的に結びつけるものは（フランス革命に於て建設せられた時代の偶像、即ち自由）に對して、あくまで假借することなく抗爭することこれである。かくて、ファツシズムに於ては、國家は、従つて、個人經濟を全然滅盡するものでは必ずしもないと云ふもの、併し、個人經濟に對して、斷乎として確然たる限界を設ける所の——即ちそれは個人に無制限な活動餘地を認容する所の自由主義と最も鋭く對立する所の——レピアザンとなる。併し乍らボルシエビズムが純粹な労働者國家を建設したとするならば、ファツシズムはむしろ、企業者國家を實現せんとするものであるといへやう。個人的意思が指導的地位をとること即ち企業家活動は國民利益を確保するために、最も有効にして且つ有益なる手段であるとは、ファツシズムが強く高調する所である。ムツソリーが再三、公けに述べた所によれば、資本主義は現代及び來るべき次の時代の唯一の可能なる經濟形態であるとしてゐる。明かに、彼は、資本主義を解して、私有制を維持し、而も何等特種の限度によつて

拘束されない所の私經濟的利潤の追求に對して、更に廣き活動餘地を與へるものであるとする。オリベツテイによれば、ファツシズム主義革命は、實に、工業の（主として北部の）財政的支持を得て、反社會主義的運動として遂行されたものである。

ファツシズム主義國家は如何なる經濟活動であつても、能ふ限り、自らこれをなすことを避け、また公營によつて事業を經營することを出來るだけ制限せんとする。勿論、自治團體の經營事業を直ちに私企業に變ずるわけに行かないことは言ふまでもない。けれども、その目的とする所は、それ等をなるべく自治團體の管理から遠ざけることであつた。それは、勿論、未だ尙ほ、如何なる方法に於ても明かにされてゐないやうである。

併し乍ら、私經濟的活動が許されるのは個人主義の根本法として生ずるものではなく、むしろ、國家の目的を實現するための手段であり、而もそれは、何時でも變更し得るものであると考へられてゐるに過ぎない。この意味に於てムツソリーは彼の行爲には確たるプログラムがないことを繰返し強調したのである。蓋し、新國家の經濟上の原則を表章する労働憲

章によれば、イタリー國民は（その生活に於ても、その目的に於ても、またその活動力に於ても、各個人或は個人の集團——組織體はこれ等からなる——のもつそれらよりも、高い優れたものをもつ一つの組織體である。即ちそれは、道德的、政治的、並に經濟統一體であつて、その完全なる實現は、これをファツシズム主義國家に求めて初めて）可能となるのである。その憲章によつて自由な企業家活動が堪えられ得るばかりではない。それは、生産をば國民の義務と見做すのである。故に、國家は經營が宜しきを得ない場合には、直接に干涉する權利を保有する。かくて國家は干涉の三形式、即ち經營の統制獎勵及び引受けを行ふ。『經濟的企業組織者は國家に對して、生産の方向を定め、その指導に當るの責任を負ふものである。』

經濟統制は物價と勞賃にまで及んだ。ファツシズムが支配權を握つたとき、それは社會主義的物價政策を踏襲した。否實に益々強く、益々組織的に公の力を以て物價を固定せんと試むるに至つたのである。勞働憲章によれば最低賃銀は（正常な生活をなすための必需、生産の可能性及び勞働の產出高）を基準として見出さるべきものとされる。併し乍ら、結局の所、最低賃銀は勞働裁判所の判決によつて確定せられる。國家は、ストライキ並に工場閉鎖を禁止、勞働爭議に干涉するが、その限りに於て國家は勞働市場を自己が統制するばかりでなく、凡ゆる保護主義的手段を講じる、即ち重商主義的服勞律並に特權附與の特徴をもつ所の規範の方策を講じ、以て經濟を助成せんとする。就中、國家は農學生産の振興を圖らんとするものである。工業の部面に於ては、國家は合同を獎勵し、多大なる公共事業を企て金融の窮迫せる場合には、惜しみなく補助金を與へ、註文を斡旋し、種々なる方法を講じて、輸出を獎勵する。言ふまでもなく、あまり過度に工業化する點にファツシズムの或種の危險を看取する。それ故に、ファツシズムは國家の工業上の發展が既に結了したといふテーゼを作成したのである。これに關聯して國家はまた、工業が異常に分裂し、分割されて小經營となるのを極力阻止せんとするものである。

上述の如き總べての方策が實施せられたのは（國家が益々その整備に努力し、完成せんと

する所の職業別經濟代表會議との最も密接にして組織的なる協力が與つて力がある。

一九二六年四月三日の法律によつて、各産業部門毎に、雇傭者同盟並に労働者同盟を結成することが許される。その最も下の段階にあるものは、同業者の地方的(シンディケート)であつて、それは異なる多數の地區を包括し得るものである。而して、それを土臺として、一方には労働者協同組合が、他方には雇傭者の協同組合が陣營を張り、それ等は各々更に聯合組合に綜合せられる。かくて、雇傭者側と労働者側に於て、各々職業別に組成されたもの、ピラミットが出来上り、而も、それが各産業部門(工業、農業、商業、遠洋海運業と航空業陸上運輸業と國內海運業及び銀行業)別に存在するはいふを俟たない。雇傭者同盟と労働者同盟とを横に結びつけるものは全國(協議聯盟)であつて、その聯盟から——一九三一四月に——監視組織(協議聯盟の國會)が實現せられたのである。併し乍ら、地方的基礎工事は、未だ尙ほ、着手せられてゐない。上記協議聯盟は労働争議を調停し、徒弟制度を規律し、労働紹介等々を行ふ所の國家機關であると考へられてゐる。

併し、シンディケートの結成は強制的ではなく、たゞ申込によつて結成される任意的のものである。けれども、それは國家が公認すると、排他權を獲得するから、従つて、一のシンディケートが出来れば、同種産業部門内に於ては、他のシンディケートは最早や認可されない。而もまた、それはシンディケートの組織内にある總べての同業者を代表し、總べての同業組合員を拘束する定率價格契約を締結する權利等々をもつ。更にシンディケートは國家によつて定められた組合員から徴収する權利をもつものである。

この經濟組織は労働の平和を益々促進せんとするものであり、またそれは労働者と雇傭者との間の労働の協同を更に達成せんとするものであるが、他方、實行労働と指導労働とを厳密に區別せんとする。特に、この經濟組織は社會主義の要求するが如き、労働者が經營遂行に及ぼす影響は如何なるものにせよ、これを禁ずる。他方、ファツシズムは本質的な社會政策的施設を當然示さなければならぬ。だが、述ぶるまでもなく社會救護費は、未だ尙ほ、ほんの僅かな額に過ぎない。即ち社會負擔は一九二七年に僅かに十億リラに過ぎなかつたの

である。(従つて、それは凡そ、二億二千萬ライヒス・マルクを超えるものではない。)

ファツシズムの經濟政策は甚だ統一的に、而も、一定の目的意識のもとに出現したが、今日までに、實際に組織的であり、且つ、完全に統制された經濟組織はその政策から生じ得なかつた、如何なる場合でも、未だ景氣對策上の合目的性が缺けてゐる。それを最もよく證明するのは、恐慌が激烈に勃發せる點ではイタリーもヨーロッパの諸他の國家に劣らないことである。而して今日、恐慌から免れることが出来るのは、たゞソビエト經濟があるに過ぎない。

ニ ランドアウエルの説

ランドアウエルの著書、國際ファツシズム *Internationaler Faschismus* 1928年によればファツシズムはそれ自體が一つの學的體系を有する政治論でもなく、又政治哲學體系に屬す可き性質のものでもない、ファツシズムこそは資本主義的生産が極度の個人的自由性、云ふ

ならば經濟的デモクラシーが尖鋭化したときに於て、必然的に資本家階級によつて採られる經濟中心の政治運動である。

特に、歐洲大戰後に於ては資本家階級は社會民主主義的色彩並に國家社會主義的思想を持つ労働者階級と握手して、資本主義發展段階に於ける變革的革命的状態を切り抜けんとして來たのである。

一九二一年より二二年にかけての世界的資本主義の危期に直面して各國は、カルテルの形式に於て又産業合理化の手段により、又組合經濟の方法により、資本主義それ自體の自衛的行動に直進したのであつた。特にロシア帝國に於ける赤色革命並にプロレタリア権力の發展は、資本主義諸國をして、その資本主義それ自體の一つの特性である自由性をカモフラージュせんとし、獨逸に於ては社會民主主義制度により、又伊太利に於ては産業組合による一種の統制經濟システムに依つて労働者對資本家の握手が交換されたのであつた。

その自衛組織は又次の必然的結果によつても生れた。即ち世界大戰中及びその後に於て發

生せる通貨價值の變動は、小中資本家並に中農をして没落への一路を歩ませしめたのであつた。所謂ハイパー・インフレーションの嵐はそれ等の階級をして社會的存立の決定的動搖に直面せしめたのであつた。かくして發生したるものは失業群の増加、消費階級の没落による生産消費の激減等々であつた。中産階級の没落の次に來たつたものこそは、資本家それ自身の轉落悲劇であつたのだ。即ち戦後に發生した生産の急激なる減退によつて資本主義的企業の統制利潤は減少する一方であつたからである。また大戦後の工業的生産の一般論的恐慌は農民大衆をして、没落の悲運にいらしたるのであつた。

勞資兩階級の止めどもなき没落傾向は彼等をして或は妥協の道を發見せしめ、又或は姑息なる妥協によらずして、超階級なる國家權力による理想を掲げて結成したが、同時にイタリアの如く、その結成こそは資本家階級の自衛行爲と合致することを發見したのである。これが伊太利ファツシズムの發生原因である。

又一方、資本主義の自由性そのものが客觀的狀勢からして舊來の如き方法にて存續し得な

いことを早くも覺知した資本家階級は、ドイツに於ける如く、トラスト化、或は産業合理化の形式によつて、勞働階級の偉大なる犠牲下に於て自己の立場を保護せんとしたのであつた。これが即ちドイツに於けるブルジョア社會民主主義の經濟政策であり、同時に、ドイツに於ける社會民主主義が大衆より離れざる得なかつた重點であると云へる。こゝに於て、ドイツにはナチスの運動が發生し、イタリアとは異なる意味に於けるファツシズムの運動を發見したのである。

自由性を自から失へる資本主義諸國家に於てこのファツシズムの傾向が發見される。吾國に於ても亦これが運動並に精神を認めることが出來ると同時に英國の協力内閣に於ても、亦中央ヨーロッパの諸國に於ても同じ意味に於ける思想傾向並に經濟組織の變動傾向を見ることが出來るのである。この傾向、即ち資本主義國家に於けるファツシヨの傾向こそはブルジョア經濟學者より視れば資本主義經濟組織の修正でありとされるであらうし、又社會主義的經濟學者がこの現象を展望するならば、資本主義そのものが、その本質たる自由性を失ひつゝ

社會主義經濟組織に轉換してゆくと見るであらうし、又このファツシヨ運動こそは緩慢なる經濟革命であると論ずことも出来るであらう。

要するにファシズムの運動並にその思想傾向それ自身は決して、偶然のチャンスに發生したものであるのではなく、社會的、政治的、經濟的なる客觀狀勢が生むだ必然的のものであると見るべきである。

資本主義發達の高度化に伴ひ發生した勞働組合の力はまた、個人主義的利潤追求經濟を或る程度まで放棄せざる現状となつてゐると思ふ。

ファツシズム經濟形態は又別の見方で、統制收益經濟とみることが出来る。そして、その統制收益經濟とは如何なるものかと云ふと、自由收益經濟中に於ける所有權制度 *Eigentumsmordnung* を維持し、個人主義的利潤追求經濟に對しては何等絶對的制限を附するものではないが、國家の名により、或は又サヴェート・ロシアの如くプロレタリア大衆の名に依り、個人經濟活動の運動律 *Spielregeln* を修正せんとするものである。

かくして、ファツシズム的統制收益經濟は國民經濟行爲に新しい進路を示し、經濟現象の自動的轉向に對して、他動的要素を多分に注入しつつあると云ふ事が出来る。

が然し、この統制收益經濟制度も、根底に於ては個人主義的利潤經濟が流れてゐるから生産の數量並に價額に對して充分の規律並に統制を命ずることが不可能になつてゐる。

最近(一九三一年秋以後)傳へられる、イタリアの不況は又これを充分に説明するものと考へ得る。

第二章 獨逸ファツシズムの經濟原則

一 ナチス計畫經濟の思想

個々の點よりすればドイツに於て、統制收益經濟は、實に精細に完成を遂げて居り、その限りに於て、イタリアに於けるそれに比すべくもないが、併し、縦ひ革命直後、經濟の計畫

的な建設についての思想が強く現はれたとはいふものゝ、イタリアに於けるやうに、包括的に、總體的に規律するまでには至つてゐない。かゝる計畫經濟の根本思想は、既に、一九一九年五月七日の帝國經濟省の覺書の中に、當時の次官、ヴィカード・フォン・メーレンドルフによつて、書き下されてゐる。その綱領の冒頭に掲げられてゐるのは、國家が責任をもつて行ふ經濟的自治の要求であつた。而して、それと全く同じものが、後に、イタリアのファッシズム綱領に採用されてゐるのである。即ち、それは、今後、新しい經濟體の中樞ともなるべき所の統制收益經濟であつた。このことは覺書にモットーとして掲げられた所の、ワルター・ラテナウの言に既に明かに見られる。

(吾々が達成せんとする所の經濟秩序なるものは、現在のそれと同じく私經濟的なものではあらうが、併し、決して放縱なるものではあるまい。經濟秩序を貫ぬくものは團體の意思であり、それは、均しく今日、連帶責任を負ふ人類事業の總べてを貫ぬく所のものである。尤も經濟的創造物は例外をなすものであるが、即ち經濟秩序を貫くものは慣習と義務であらう。

而して、これこそ、今日協同團體に與ふる如何なる奉仕にせよ、總べてこれを尊きものとするのである。)

後年、イタリアの勞働憲章の中でも同じ意味のことが述べられてあるが、覺書の中にも(計畫的に經營され、社會的に統制される國民經濟)を獲得せんと努むるものである、といふことが説かれてゐる。

(工業に於ける勞働方法が條件とするのは——而して、それはドイツの社會主義をロシアのボルシエビズムと區別するものであるが——それは、基本權利とともに、基本義務を認識すること、個人主義的無秩序に代つて社會主義的組織を認識すること、換言すれば農業、手工業及び商業を主として營む國民は兎も角として、主として工業に従事する國民には、決して缺くを得ない所の峻嚴なる勞働秩序を認識することそれである。)

(社會主義的政府が、それに先行する諸政府と必然的に異なる點は、實に、國民を裕福ならしめるために役立つ經濟計畫に對し、責任をもつて、經濟主體が組織的に目的を遂行すること

それであり、而してこれこそ、根本的な相違点であると言ふまでもない。何故ならば、缺陷のある計畫は、例へば、多数の孔がある導管に譬へられるものである。舊組織が破壊されたのは、缺陷が多く不當なるものであつたため、組織上無計畫であつたためではないと思はれる。明かに、帝國主義的資本主義は無計畫ではなかつたが、併し乍ら、それが執着する國民の福祉とは、單に欺瞞的慰撫を意味するに止まり、經濟的収益とは、單に資本主義的利潤の意味に過ぎないものであつた。若し私人の代りに資本家としての國家を置くものの、その他の點では依然として舊態を保持するものであるならば、全く、上述の思想の誤謬と何等異なる所がない。この新しい組織は、例へば、一夜の中に吹き倒されるやも計り難い、はかない空中樓閣に再び變ずることなきやうに、計畫的に、その外國貿易政策を守らないならば、舊組織と同様に失敗に歸するは自明のことであらう。

新しい經濟の組織は産業別に企てられたものであつた。その目的とする所の第一のものは勿論（純然たる場所的意義をもつ限り、文化的或は政治的性質の問題に於ても、また經濟的

問題に於ても將來、充分に活動の餘地ある所の市町村府縣州に分つて結成せられた地區的な團體とは全く別に、専門的經濟團體即ち、それは時には企業者と労働者とかから構成せられ、或はまた商人と消費者とかから構成せられる専門的經濟團體を作ることにあるべきであつた。而して、専門的自治體として構成される筈のこれらの經濟團體の總體は、地區的に選出せられた代表者とは別に帝國經濟審議會に統一されるであらう。）

併し乍ら、かゝる廣汎に渉る目的は遂に實現されなかつた。がそれは恐らく、それらが革命の嵐の中で熟し得なかつたことに原因すると思はれる。この時代の唯一の遺物は帝國經濟審議會である。最近に至つて初めて、恐慌の恐るべき壓迫が原因となつて、統一的總體規律を獲得せんとする運動が目醒めて來たやうである。如何なる場合にもせよ、恐慌が吾々に明かに教ふるものは、現在ドイツ國民經濟が如何にひどく、無秩序的組織の状態を表してゐるかといふことである。即ち、國民總濟の凡ゆる部分、問題が進むべき道は總體的解決にあり、而もそれは最も強く協同が行はれる場合に、また、如何なる場合によらず公經濟と私經

濟、統制經濟と自由經濟とが包括的に總體經濟的方向の下に置かれる場合にのみ可能となるのである。(ワーゲマン)

二 ナチスは國家社會主義經濟

ムツソリニー下に於けるファツシズム經濟は主として國家社會主義經濟に反對し、産業組合經濟形態に集中してゐるに對し、獨逸に於けるファツシズム經濟を代表するヒットラーイズムは國家社會主義經濟に向はんとしてゐる。

次に示すナチスの經濟政策綱領はこれを説明すると考へる。

- 一、勞働Ⅱ及び努力なき所得の廢棄。利子奴隸制の打破。
- 二、總ての戰爭が國民に對して要求する巨大なる財貨と人命との犠牲を考慮して、戰爭による個人的致富を國民に對する犯罪として記さるべからず。従つて戰時利得を悉く沒收すること要求す。

三、我等は、總ての(從來)既に社會化されるる企業(トラスト)の國有化を要求す。

四、大企業への利益參與を要求す。

五、我等は、大規模の養老金制度の完成を要求す。

六、我等は、健全なる中産階級の形成とその維持、大商品倉庫の即時共有化と低廉な價格による小營業者へのその賃貸し、國家、州及び自治體への納品に當つて、小營業者へのその賃貸し、國家、州及び自治體への納品に當つて、小營業者への最大の考慮を要求す。

七、我等は、我が國民的要求に合致せる土地改革、共同利益の目的のための土地の無償沒收法の制定、地代の廢止及び一切の土地投機の阻止を要求す。

獨逸に於ける經濟組織はビスマルク以來國家企業へ向きつゝあつた。國家社會主義經濟思想は獨逸大衆の腦裏に深く刻まれてゐるとみられる。今次にこの實例として獨逸工業界に於ける國有企業の状態を示してみる。

獨逸工業界に於ける國家企業の割合(フランクフルト社調)%

	戦前	一九二八年	一九三二年
鐵道	八三・〇	八六・〇	八八・七
街鐵	五〇・〇	五四・〇	五六・〇
發電	二二・〇	四〇・〇	六一・〇
石炭	六・九	九・八	一二・〇
鹽業	二一・〇	四二・〇	四八・一
鐵鑛	一〇・〇	一六・〇	二二・〇
アルミニウム	—	四九・〇	五二・三

獨逸國民が、國家社會主義的な意味に於ける國家企業化へ進みつつあることは、大戦中に於ける極端なる産業動員による國家統制の體驗を経、又その後に来つた、産業界のカルテル、トラスト化、世に産業合理化等が愈々企業の統一化に直進せしめたものである。

ソヴェートに於ける戦時共產主義時代に於ける計畫をみれば、レーニンは獨逸的に、産業

のトラスト化、企業合同化へ進んだのであつた。

結極、獨逸に於けるファッシズムは、伊太利のそれと異なり、國家社會主義的な意味に於ける、企業の國營化に進むと思はれるが、ヒットラーが何の程度まで産業資本家と妥協するかによつて決定されるものである、今のところその程度と問題は確言することを得ない現状にある。

三 ナチスの統制經濟論

ナチスが個人收益經濟を捨て、統制的集團收益經濟に入らんとしてゐることは前述の各項にて説明した通りであるが、國家資本主義がブルジョア國家に於て、何の程度迄高度化し得かると云ふ點並に、その國家が資本家の利潤を又何れのポイント迄統制し得るかは非常な疑問と考へられる。

官僚的統制經濟にナチスが向はんとすれば、そこに必然的に發生するものは資本家との正

面衝突である。資本家との闘争をヒットラーはなし得るか、又は妥協によりムツソリニー式の組合經濟に入るかは又將來の問題として残されてゐる。

ナチスが現在計畫しつゝある、經濟政策なるものは、實は非常に漠然たるものであるが、彼の言動や文書よりして強力なる統制力を持つて産業の統制を計畫し、失業群を街頭より消す可く努力するであらうことは豫測し得るのである。

現在、獨逸に於て、國家企業即ち、公的勞務を受ける國民所得の割合は國民全所得の二二パーセントであるが、ヒットラーをして云はしむれば彼が政權を取つてより、二ヶ年にして之を六〇パーセント以上にすると云ふのである。

かくして、獨逸ファツシズムは統制的計畫經濟へ進むものと考へてよいであらう。

第三章 伊太利ファツシズムの經濟原則

一 ファツシズムと共同組合經濟

伊太利ファツシズムの經濟形態の根本が協同組合中心經濟にあることを注意しなければならない。

即ち一九二二年十月の伊太利ファツシヨ革命は政黨を超越し、階級を超越した組合國家の形式を採用した事を告げてゐる。イタリーに於ける組合國家は一九二二年に發生したと云ふ事が出来るが、同時にそれは、現在に於てもさうである如く完成されたる體系を持つものではなく。

この協同組合經濟形體こそは、未だ確定的なる決定を持ち得ない、プラグマティックなる特性をもつのであると評し得られる。

伊太利協同組合経済の中心點は、私人の創意並に個人意志を認めつゝ、その経済活動を協同組合制度の自律に依つて統制せんとするのである。即ち個人の利益を國家の利益の後に置くのであるが、個人の利益その物を認めないのではない。

ドイツに於けるファッシズムは、ビスマルクの國家社會主義思想に養はれた獨逸大衆の客觀性を基礎としたものであるとみられるが、イタリアに於けるそれは、ギルド的經濟形態に進みつつあるのだ。

組合經濟は自由主義的、個人利潤經濟を排撃すると同時に、社會主義、特に國家社會主義經濟組織を採らうとしない、そこに獨伊のファッシズム經濟組織の相異が発見される。

組合經濟は一つの獨立した經濟形態であつて、社會主義とか資本主義とか云ふカテゴリーに強いて入る必要もない、一つの獨立した新經濟政策であると云ふのである。

伊太利に於ける組合經濟は次の理論と政策とを持つことが發見される。

一、私有財産制の確立

二、個人意志並に創意を認める

三、租税制度に於ては關接税を主とす

四、社會に於ける階級性を認める

五、階級の調和は同時に要求する

六、經濟生活は人類生活の全部ではなく、一部に過ぎぬと云ふ點よりして、精神的満足を満すことによつて階級間の平等を期す

六、個人利潤中心より集團利潤中心へ

七、唯物論的經濟形態並に快樂主義を排撃す

八、インターナショナルリズムを否定

國民（個人）と國家（集團）との經濟關係に就いては、次のやうに説明してゐる

一、一つの有機體として考へる國家は又一つの有機的經濟統一體である。個人（國民）はその有機體を破壊しない程度に於て、勞働し、利潤を獲得す可きである。

二、經濟正義の實現を期する爲めに、國家は強力なる力、即ちファツシズムを要求する。かくして組合經濟はオーソドックス經濟が稱へる、經濟活動の自動的コントロールの概念をさけ、他動的コントロールを目標とする結果、一種の統制經濟、計畫經濟に入りつつあると見られる。

二 組合經濟と私經濟

組合經濟下に於ける私經濟は何の程度までの自由性をもつであらうか、と云ふ事が問題になると思ふ。

アリアス教授の「組合組織に於ける國民經濟」によれば、個人的生産と組合主義的な國家的生産との利害關係に就て次の如く説明してゐる。

一、個人による生産は、組合組織による生産即ち、國家的生産の利害に作用せらるることが多い。即ち個人的生産、云ふならば個人的利潤の獲得は集團的の生産、即ちその利潤

の爲めに作用せらるることが多いと云ふのである。

二、個人的生産を營むものも亦、國家の統制並に管理を委託しなければならない。その結果個人の生産及利潤獲得の程度は國家の管理に委せなければならないと云ふ事になる。

三、個人生産はそれが公的利害と對立するときは、國民的利害と一致する行動を採らなければならぬ事になつてゐる。

四、個人的生産の協同組合經濟下に於ける地位は自由主義的功利主義の公理が適應されぬ事は勿論であるが、同時に公共的利害を中心とした個人の創意を仲介者として考へねばならぬと云ふ事になる。

五 個人利益と集團利益との關係は、國家の強力なる統制力によつて保たれることと同時に、國民の道德的倫理的觀念を中心とする事にも重用點を置くものであつて、出來得べくんば、國民道德によつてのみこれを行はしめる手段を採る事が必要である。

三 組合經濟の獨自性

組合經濟は自由主義的個人主義經濟或は社會主義經濟とに對し一つの獨自性、即ち特異性を持つと、アリアス氏などは説明してゐる。

個人主義經濟を中心とする社會に於ては、資本と利潤の關係又は、社會的犠牲と個人的満足の關係等は個人の自由に委せてゐるのである。

社會主義經濟に於ては、資本、利潤等は全く國家自身を中心として考へられるのであつて、個人主義の側は英、佛、米、又吾國等の資本主義國家がそれに入り、社會主義の方はソヴェート・ロシアが之れに加はつてゐる。

然し、組合經濟下に於ては、投資並に利潤の獲得と云ふ事は國家が自からなす場合と、個人の意志に委せる場合とがある。

四 協同組合と統制經濟

ファッシズム經濟組織が協同組合組織を採用してゐることは前の各項に於て述べてみたがアリアス氏の説をみても、組合經濟は從來の自由主義的資本主義ではないと同時に又、社會主義經濟でもないと云ふ事が書かれてゐる。

そして、組合組織の獨自性が強調されてゐるのであつて、結極は組合意識の強調を根本としてゐるとみられる。丁度、ソヴェート・ロシアに於て、プロレタリア意識を強調するやうに、イタリアに於ては組合意識が叫ばれてゐるのである。

組合意識の強調は、一九三〇年頃より、統制へと進んできた事が明かになつた。(實際篇に於て述べる)。

ファッシズム經濟は一種の統制經濟であると思ふ、見方によれば立派な統制經濟であると確言し得る現状にある。

ソヴェート、ロシア又は獨逸に於ける國家社會主義的經濟が國家によつて統制せられ又、せられんとしてゐるのに對し、イタリアに於ては組合を通じてムッソリーニが行つてゐるものである、ローマではこの統制機構を組合の名によつて、レーニン或はスターリンが行つた事を実行してゐる。

かくして、イタリアに於ける組合經濟は、統制經濟機構によつて存在して居ると云ふ事が出来る。

〇五 ファツシズム經濟は權力と協力

ファツシズム經濟が私有財産並に個人の創意 *Privatinitiative* を認めつつ、協同組合の職能によつて、經濟活動の統制を行つてゐることは、協力と權力との平衡（バランス）がよく保たれてゐるとみることが出来る。このバランスは、ムッソリーニによる所謂ファツシヨの力によると見るより外はない。

權力とは獨裁であると一口に云ふ事も出来ない、又云ひ得る場合もあると思ふが、少なくともイタリアの現状、特に大衆は獨裁に満足してゐるとしか考へられない。

どうして、イタリア大衆がこの獨裁に甘んじてゐるかと思へば、個人の自由性並に創意が或る程度迄認められてゐるからだと思へる。

が、その正しい意味の獨裁は權力と協力、絶對性と自由とのバランスが保たれてゐるときにのみ存在し得るのであつて、自由と創意なきところに獨裁なしと云ふ事が出来る。

問題は、權力と協力、國家の絶對力と個人の自由、統制と創意との關係に於て何れの力がバランスの中心をなすかと云ふ事である、以上述べた兩者のバランス（平均點）に於て相手も同じ率で、權力と協力が保たれてゐるか、又は何れかの一方にバランスの中心點が動いてゐるかと思ふ事である。

伊太利ファツシズム經濟の現状と云ふところでこれは述べたいと思ふが、客觀的にみるとバランスの中心點が權力、即ち統制力の方に多く近づいてゐるとみられるのであつて、同時

にこの中心點は統制力の方に近づきつつあると見られる。

特に、最近の世界的經濟恐慌の現状よりして、各國はこの傾向を強く示してゐるのであるが、伊へ利に於ける現状は又これをよく物語るものではないかと見られる點が多い。

實 際 篇

第四篇 フアツシズム經濟への行程(伊太利)

第一章 大戦前後の伊太利國勢

一 伊太利の資源とロシアのそれ

或る一國の自然的環境がその國民の福祉に偉大なる關係を持つと云ふ事は今更ら申すまでもないことである。例へば、米國並にロシア等はその國內に充分の資源を持つてゐる。自然的環境に恵まれてゐるわけであるが、英國の如きは本國それ自身は資源に缺けてゐる。その結果廣大な殖民地を求めてゐる事になる。又、吾國の如きも、資源に恵まれてゐない。昔は資源と云ふ事は主として食糧であつた。だが機械文明が發達してからは、鐵、石炭等がその資源の主要部分を占めるに到つた。

それ等の資源の量により國民雄飛の基素が左右されるやうな傾向になつて來てゐる。

伊太利はこの點で吾國同様資源に恵まれてゐない。だからソヴェート・ロシアのやうな華やかな産業五ヶ年計畫などは伊太利でやりたくとも出来ない、又日本でもさうではないかと思ふ。ロシアは資本主義自體の力で開拓してゐないところを、社會主義の力で行ひつつあるのだが、資本主義の力で開拓しつくしたと云つてよい伊太利の如きは、とてもロシアの眞似は出来ないと思つてよい。

伊太利ファッシズム經濟を研究しやうとするものと、ロシア社會主義經濟を調べやうとする者は自から區別をしなければならぬと思ふ。その意味で大戦前後の伊太利の國勢を調べる必要があるのである。

二 土地と人口

殖民地を別として考へた伊太利本土は、一九二二年の調査によれば十一萬九千七百十萬平

哩であつて、海岸線は二千四百哩を示してゐる丈けである。人口は(一九二二年調)三千八百七十五萬五千五百七十六人に過ぎない。外國居住者一千萬人を加へても四千八百萬である。山嶽に富む伊太利は、人口密度一方哩につき三百二十三人(一九二二年調)を示してゐることは、伊太利をして有名なる移民國となさしめたのであつた。

次に移民の行先國と年別を示してみる。

行先別移民數 (單位千人・資料・政治經濟年鑑)

	地中海岸及歐洲	その他	合計
一八八一年—			
一八九〇年	九一九		一、八七〇
一八九一年—			
一九〇〇年	一、二八八		二、八三四
一九〇一年—			

第四篇 ファッシズム経済への行程(伊太利)

一九〇九年	二、二六一	三、一一四	五、三七五
一九一〇年	—	—	—
一九一四年	一、三八七	一、八六二	三、二四九
一九一五年	—	—	—
一九一八年	二〇六	一五八	三六三
一九一九年	—	—	—
一九二三年	六三八	七五四	一、三九二
一九二四年	二三九	一二五	三六五
一九二五年	一七八	一〇二	二八〇

移民國たる伊太利は本國への送金によつて國際貸借のバランスを保つて居つたのであつたが、ファッシスト政府は、伊太利人は伊太利に留まつて働けと云ふ方針を採用してゐる。次に、伊太利の出産率及死亡率に就て大體表によつて述べてみることにする。

出産及死亡率 (千人に對する比率)

年	出産率	死亡率
一八九六年ヨリ	—	—
一九〇〇年	三三・九	二二・九
一九〇一年ヨリ	—	—
一九〇五年	三二・四	二二・八
一九一〇年ヨリ	—	—
一九一二年	三二・四	一九・八
一九二三年ヨリ	—	—
一九二五年	二八・三	一六・六

次に産業地理からみた伊太利を前者同様、表によつて示してみるならば次のやうである。

産業地理的土地分有状態 (一九二九年調)

全面積	一〇〇%
農林地面積	九一・七%
不生産地面積	八・三%
(内)	(單位千ヘクタール)
農業地	七、一〇九
牧畜地	六、七九三
林業地	五、五八三
現在非農業地	四、二二五
雜草地	二、一三五
園藝地	一、四九二
未開拓地	一、二五一

前表が示すやうに、伊太利に於ける未開拓地は全面積に對する比率にて八・三%に過ぎず

又面積にして百二十五萬一千ヘクタールに過ぎないのであつて、前項に於て述べた如く伊太利に於ける新産業計畫即ちロシアの如き五ヶ年計畫などは、どうしても不可能であると云はなければならぬのである。

伊太利はムッソリーニ治下以前は、農業中心の移民國であつたと言ふことが出来る。同國は工業國としての地位を占めるに至らなかつた。英、獨の工業の需用地であつた伊太利は農業生産を中心とし、過剰人口を海外移民として送ることにより、人口問題の解決を待つてをうた。大部分は南北アメリカ又は歐洲としてはライン附近の佛國が目的地であつた。一九一七年の國家統計に依れば、三千六百七十二萬の總人口中、九百萬以上は農業に従事し、四百九十五萬が工業に、九十二萬が商業に従事してをうた。大戰參加と同時に伊太利國民の財政的負擔は實に驚くばかりであつた。戦費に用した八百億リラは毎年、四十億リラの利子を要した。それ等は主として、中産階級たる土地及工場所有者の三百萬ばかりの良民の負擔であつた。

三 産業革命後の一般經濟界

後進國伊太利が、資本主義志願者としてヨーロッパ諸國の間に現れたのは一八七〇年頃であつたが、資源に缺しい伊太利の産業は政府の保護誘導の結果存在し得るに過ぎなかつたのであつた。

保護政策は又關稅戰となり、あの有名なる一八九〇年の佛伊關稅戰爭を導いたのであつた。十九世紀の中頃まで、農業國であつた伊太利が、近代文明の光を受けて産業革命を行ひ、工業促進主義は強行的に實行されたのであつた。その結果は次のやうな現象を呈してきたのであつた。

産業革命への手段と徑路

- 一、政府の産業保護誘導政策が必然的に發生し、その結果は次のやうになつた。
- A、政府の保護政策の結果は官僚中心主義となり、官尊民卑の思想が起つた

B、産業界への國家出動傾向が濃厚になつた

C、國家主義精神の鼓吹と發達

D、關稅戰の激化

E、CとDとは軍備の充實傾向を促進した

F、軍備擴張は國家内に不健全なる産業發達を起した事になる。即ち軍需品工場並に造船業の濫興を見た

二、産業革命の結果は農村恐慌を強度化した。伊太利が農業中心より工業中心へと轉換した結果は次の様な現象を示さざるを得なかつた。

A、工業生産品の國際市場獲得の爲め、生産費の引下げを必要とした。その結果は必然的に生活必需品の引下げとなり、農産物價の下落を招くにいたつた

B、農民の都會集中傾向を激増させ、農村は荒廢した

三、國有事業の發達と産業界。

A、國有事業は先づ鐵道から着手されたのであつた、即ち七十億リラの公債による一萬三千九百軒の國有鐵道の敷設を敢てした。その結果は次の様な事になつた

A、セメント工業、車輛工業、鐵工業等の勃興

B、國有鐵道の赤字雜の結果が財政の上に現れ出した事

四、軍擴と國有事業と財政難との關係は又産業革命の結果の一つとしてみなければならぬ。即ち前述の通り、保護貿易政策の結果は、ヨーロッパ國際間に暗雲を呼び起し、伊佛の關係は樂觀を許さず、(十九世紀末)海陸兩軍の充實が國家財政上、即ち國民大衆に極端なる負擔を加へしめたのであつた。又國有事業は官僚政治の附きものとして能率、經營の不振をきたし、必然的にその赤字は國家財政に及ぼしたのであつた。

財政收支表 (單位百萬リラ)

	歳入	歳出	赤字
一八八七五年	一一、二三九	一五、九九一	四、七五二

一一八八九年	三二、七一四	三五、七六四	三、〇五〇
--------	--------	--------	-------

一一八九四年	三一、九九一	三六、八〇四	四、八一三
--------	--------	--------	-------

五、貿易に現れた産業革命はどうかと云ふことを次の表でみることにするが、原料品の輸入は産業革命以後増加してゐる。これは資源に缺くイタリイとしては當然の結果であると考へられる、即ち原料の輸入は減少してゐる事は、工業の發達によつて、以前に原料として輸出したものが、製品の形に於て輸出されてゐる。(第二表)産業革命後の貿易バランスを見れば次のやうに入超傾向が増加してゐるのであつて、伊太利に於ては農國時代のほうが國際バランスは全體として良いとしか考へられないのである。(第一表)

輸入超過額表 (單位百萬リラ)

一九〇一—五	一九〇六—一〇	一九〇二—一四
四〇〇	一、一〇〇	一、二〇〇

産業革命後の貿易變遷 (輸出入各金額を一〇〇とす)

	一九〇八—二二年		一九二二—二四年	
	輸出	輸入	輸出	輸入
原料品	一四・三	三七・〇	一一・三	三九・六
半製品	一七・八	一八・六	二八・二	一七・八
完全製品	二八・八	二四・六	三五・六	一四・五
その他	一九・八	一九・八	二四・九	二八・一

第二章 戦時經濟展望

一 大戦参加と財政の窮迫

産業革命によつて、強行的な工業化を行つた結果、資源に乏しい伊太利は原料入超と云ふ結果にならざるを得なかつた、又國營事業の赤字及保護政策に必要な軍備の擴張等は年々政府財政をして赤字難とならせ、國債は一九一四年に於て百五十七億七千萬リラを示し、租稅體系は勿論一般財政は極度の混亂に陥いつてゐたのである。かかる時に、ヨーロッパの天地は戰禍の中に引込まれたのであるが、伊太利は一九一五年決然殖民地獲得の野望を抱いて聯合國側に参加したのであつた。

一九一五年以後歳出の三分の二を戦費として支出した伊太利は、借金のみならず、利子拂に公債をもつてし、公債より公債へ、外債より外債へと際限なき公債インフレーションを行つてゐた。

戦時國際貸借年平均額 (一九一五—一九年)

—單位百萬リラ—

支	拂	貿易入超	五、四〇〇
		外債利子	二五〇〇

受	取	支拂超過
移民送金	外人送金	
船舶收入	その他	
六〇〇〇	三〇〇〇	五、四五〇
二〇〇〇	一〇〇〇	

前表が示すやうに、四十四億五千萬リラの年平均海外支出を、一九一五年から一九年間せざるを得なかつたのであるが、四十四億リラを支拂ふ餘裕のない伊太利は外債内債等の形式に於て一時的に逃れてゐたのである。マツクガイエルの統計によれば、一九二五年に於て、伊太利は外債二十五兆リラ、内債五兆リラ、合計三十兆リラ(一九一五年の對米弗爲替を一〇〇としたる指數を基礎とし、一九二五年の指數四八五を持つてするリラ價)に達したのである。

二 一般國民生活

前述のやうな財政状態に於ける伊太利國民生活は又決して安定したものではなかつた。

一般物價は戦前に比して五倍に騰貴し、爲替の下落からくる大衆の負擔は外債利拂の苦痛、物價の極端なる引上げ等々の形に於て國民生活に迫つてゐた。

物價と爲替 (一九一五年—一〇〇) ヴアルガ年報	一九一四年	一九一六年	一九一八年	一九二〇年
小賣物價指數	九四・〇	一二五・〇	二二九・二	四五二・八
卸賣物價指數	九五・〇	二〇〇・二	四〇九・〇	六二四・一
爲替相場變動	一〇〇・〇	一二四・〇	一四四・〇	三八九・〇

三 大戦と産業破壊

大戦による變態需要は伊太利の産業動員によつて滿されてをった。伊太利が資本主義的發達を期して、決行した産業革命が最も高度化した時代は戦時産業動員時代なりと云ふ事が出

來る。

然るに熱病的な産業の活動は大戦が了ると同時に覆り、生産大擴張の縮少に伴ふ失業群の増加並に資本家自身の多きな打撃と云ふ結果を現實に示したのであつた。

かくして、戦時經濟から平時經濟に移る伊太利は歸還兵の不平と、失業群の叫びに満ちてゐた。

而も、かかる現象が世界的である以上、伊太利資本主義はその元來の自由主義的個人性を持つてしては如何んともなし得ない状態となつてゐたのであつた。

第五篇 ファツシズム經濟の現状(伊太利)

第一章 協同組合制度

一 議會と協同組合制度

ファツシズム革命によつて構成された伊太利政治組織下に於て議會制度は如何なる分野を成し、又如何なる方法によつて議員は選出されてゐるであらうか。

伊太利議會は協同組合の選出する代表議員によつて形成されてゐることが發見される。下院は社會の各團體、即ち各協同組合の選出する議員によつて成立つものである。而して下院の主たる権限は個人の自由、保障、租税の賦課、私經濟の統制、國際關係、軍事關係、國費の支出に限られてゐる。

協同組合組織による議員の選出法即ち、ファッシズム選挙法なるものは又、次の如くである。

全國を一選挙区としてゐるイタリア選挙法は、定員四百名に對して次の如き方法によつて選出することを許してゐる。即ち先づ組合並にそれ以外の各團體の選出せる一千名の候補者中よりファッシズム大評議會に於て四百名を指名して一般選挙民に承認を得るのである。もし大評議會に於て指名せる候補者を一般選挙民が認めざる場合は、再選挙の形式を採るのであるが、今日迄のところ、かゝる例を發見し得ないのである。

要するに、イタリアに於ける選挙法は、形式上は有権者の投票によるのであるが、實際はファッシズム評議會並にムッソリーニの指名する代議員を承認するに過ぎないのである、この形式はソヴェート・ロシアと同じであることが發見される。

次に伊太利に於ける政黨色は如何んと云ふに、一國一黨主義であると云ふ事が出来る。

二 協同組合と委員會

協同組合委員會は一九三〇年より運用せられたものであるが、この委員會は協同組合の中樞機關をなし、同時に、その委員會は伊太利國民の經濟並に勞働統制に關する組合國家の中樞をなすものである。或は又組合國家の經濟參謀本部と言ふ事が出来る。

而して、その協同組合は次の種類に分れてゐるのである。

- 一、農業組合
- 二、工業組合
- 三、商業組合
- 四、運輸組合
- 五、金融組合
- 六、自由業並に藝術家組合

協同組合は凡ての生産の要素を包含する組合であつて、生産の特定の部門並に企業の特定の種類に對して結成せられてゐる。全國的性質を保有する協同組合委員會は次の如き一般的政策を具有してゐる。

協同組合委員會の一般的性質

この委員會は代議機關であり、國民經濟の總ての力を代表するものゝ集會である。この委員會が生産並に労働の統制に關する問題に對して、法律並に議案の提案をなし、伊太利國民經濟及び社會一般の現象に對する審議機關である。

次にその構成に就て述べることとする。

協同組合委員會の構成

この委員會は労働者並に資本家が平等に代表權を有するものであつて、委員會は分科會、

小分科會、常設特別委員會、協同組合中央委員會より成立してゐる。而して協同組合の分科會とは次の如きものである。

- 一、手工業並に一般工業分科會
- 二、農業分科會
- 三、商業分科會
- 四、陸上運輸並に國內水運分科會
- 五、空運並に海運分科會
- 六、金融業分科會
- 七、自由職業並に藝術家分科會

この協同組合は、組合大臣、内務大臣、農林大臣、ファシスタ黨書記長、組合省書記長、資本家並に労働者總聯合會長、自由業及藝術家總聯合會長、社會扶助團長、協同組合全國委員會書記長によつて構成せられてを、國民一般並に各職業の利益、及び消費組合全國委

員によつて代表される一般消費者の利益、即ち、生産者と、消費者との総合的利益を總會に於て決定するのである。

協同組合委員會の權限に關しては又次の如き規定を有してゐる。

第一は顧問的職能であるが、之れは國家活動の徹底的活動と、政府と經濟界との緊密なる相互關係を保持すること、及國家の生命並に國民一般の利害が經濟問題を主とする今日の世界的現象に對し、これが研究並に國民經濟の一大方針を決定するにある。

第二は規定職能であるが、之れは、國內生産業對、外國生産業の關係を研究並考査するのであつて、伊太利自身にて生産し得る製品にしても、もしその生産費にして外國輸入品より割高なる場合はそのコストを引下る可く、生産業者に努力せしめる、主として、貿易關係に於ける國民の福利を考慮す可きことを命ぜられてゐる。

要するに協同組合並に委員會は國民經濟並に生活の相互扶助及び私的創意並に個人利益を無視せずして之が統制を行はんとする、組合中心の統制經濟參謀本部なりと評せらるゝことが出来る。

が出来る。

一九三〇年三月三十日改正になる協同組合全國委員會の現行制度によれば、この委員會は法人格を有しない國家機關である。凡ての機關は前述の如きメンバーによつて動くのであるが、定期的會合以外に、ムツソリニーにして必要とするときは集合を要求するのである。

一九三〇年の協同組合法が發命されてより、從來存した經濟省は廢止せられ、各生産部門の相互援助並に生産の改善及び消費者の立場等を充分考慮し、コオボラチネとしての國家の圓滿なる發達並に國民生活の向上を計つてゐるのである。

三 ファツシズムと労働憲章

一九二七年四月二十一日、伊太利労働祭の當日、國民ファツシヨ黨最高評議會に於ける「労働憲章」に對する決議を、同國官報によつて調べてみるならば次の如くである。

第一章 労働協議制國家と協同組合組織

第一章 協同組合制度

第二章 労働團體契約と労働權の保證

第三章 就業斡旋局の設立

第四章 労働者救済、保護並に教育事業

伊太利現司法大臣にして前述の如く國家學者であるロツコによれば、ファッシズム労働憲章は最も嚴格なる國家統制の現れであつて、これにより勞資の鬭争を防ぎ、搾取なき資本主義社會の存在を體驗し得るものであるとのことである、即ち資本を使って最低利潤下に於て事業をなさしめ、労働者には労働權を確實に保證し得る偉大なる結果を示すからであるとされてゐる。労働憲章によれば又、團體争議は絶対に禁じてゐる。ストライキは統治權なき國家に於てのみ發生するものであり、ストライキを引起す如き客觀狀勢に労働者をなさしめることも罪惡であり暴力であると同時に、之に對しストライキを實行することも亦暴力行爲である。暴力に對抗するに暴力を持つてすると云ふ事それ自身が、法治國に於て許さる可きものでなくして、同時に現存するとすれば、その國は少なくとも無政府國家と評し得るものである。

ると云ふのである。

この團體争議に對して、ムツソリニーは労働憲章により次の如き對策を示してゐる。即ち國家は團體協約の有効を認め、團體争議の發生せる場合は、國家自體は暴力による自衛行爲を認めざると同時に、労働裁判官に依つて、裁判權を行使せしめるのである。

裁判權の行使にて治め得ざる場合はムツソリニー自からの判斷によつて解決せらるることになつてゐる。

一九二七年四月三十日伊太利政府の發表せる労働憲章の全文を次に載せることとする。

四 組合國家とその組織

第一條

伊太利國家は之を構成する各個人又は集團に比し一層大なる特殊の目的、別個の生命及行爲の方法を有する一の組織にして『ファッシスチ』制國家に於て完全に實現せらる可き精神的

政治的及經濟的統一體なり。

第二條

勞働は智能的技術的及筋肉的等其の一切の形式に於て一の社會義務なり、此の理由に依り且つ此の理由のみに基き勞働は國家の保護を受く。生産は全體として國家的見地よりは之を一單位と看做さざる可からず、其の諸目的は悉く同一の性質を有す要するに之を生産者等の幸福と國力の伸展に歸することを得べし。

第三條

職業的組合の組織は自由なり、但し適法に公認せられ且國家の監督の下に置かる、職業的組合に限り其の設立せられたる種類の一切の使用者及勞働者を代表し、國家又は他の職業團體に對し彼等の利益を擁護し、其の範疇に屬する一切の個人に對し、強制せられるべき團體勞働協約を締結し、會員に分擔金を課し、及會員の爲めに公共の利益に於て委任權限を行使する法律上の資格を有す。

第四條

生産に於ける各種要素間の連帶責任は使用者及勞働者の相反する利益の協調と其の生産上の高級利益に對する從屬とに由り締結せらるべき團體に於て具現せらる。

第五條

勞働裁判所は國家が之を迪じて協約若は他の現行規定の遵守又は新勞働條件の決定に關する勞働爭議の解決に干與するの機關なり。

第六條

法律上の公認を受けたる職業的組合は使用者及勞働者の法的平等を確保し、且生産及勞働に於ける規律統制を維持し又其の改善を期す、各組合は諸生産力の統一的組織にして且完全に其の利益を代表す、此完全なる代表性に依り各組合は國家的機關として法律上公認せらる蓋し生産の利益は即ち國家の利益なればなり。

第七條

第一章 協同組合制度

組合國家は生産界に於ける私的企業を國家の利益を確保するに最も有効且、有益なる方法なりと思考す。

生産の私的組織は國家的重要性を有する事業なるが故に企業家たる者は國家に對し生産を發達せしむべき責任を有す。

諸生産機關の協力よりして權利及義務の相互主義を生ず。労働者は其の技術者たると俸給被傭者たると將又筋肉労働者たるとを問はず一經濟的企業の活動に進んで協同努力すべし而して當該企業の指導は之が責任者たる使用者の上に懸つて存す。

第八條

使用者の職業的組合は彼等の産出する物品の生産を増加し改善すると共に生産費を輕減する爲極力努むる處あるを要す。自由高等職業又は藝術に従事するもの、代表者及公共的企業に於ける被傭者の組合等は藝術科學及文學の利益を擁護し、生産を改善し、及組合組織の精神的目的を達成する爲結合することを要す。

第九條

經濟的生産に對する國家の干涉は私的企業が缺如するか、若くは不充分なる場合又は國家の政治的利益が脅威を受くる場合に限り行はるゝものとす。右の如き干涉は監督獎勵又は直接管理の形式を執ることを得。

第十條

労働に關する團體爭議の場合には先づ組合に於て和解を試みたる後に非ざれば訴訟を起すことを得ず、團體労働協約の解決及實施に關する個人的爭議の場合には職業的組合は之が和解の爲め盡力することを得、右の如き爭議に於ける管轄權は關係職業組合の指名する陪審者の列席せる通常裁判所に歸屬す。

五 團體労働協約

第十一條

職業的組合は其の代表する範疇に屬する使用者及労働者間の労働關係を團體協約に依りて規定する義務を有す、團體労働協約は中央機關の指導監督の下に第一級組合間に締結せられるものとす。但し、法規に規定せられたる場合には上級組合を以て右第一級組合に代らしむることを得。一切の團體労働協約は規律關係、試用期間、賃銀率、賃銀支拂方法及労働時間に關する詳細なる規則を記すことを要す然らざるものは無効とす。

六 衡正賃銀の決定

第十二條

労働組合の行動即ち、組合の和解事務及労働裁判所の判決は、生産の可能性及労働の産出高に適應すべき賃銀を保障することにあり。賃銀決定の任務は、何等の一般的規則に據ることなくして之を行ふべく、且當該團體協約の兩當事者に之を委任す。

第十三條

生産及労働の状態、金融市場の状況並に労働者の標準生活の變化に關しては、官公廳、中央統計局及法律上の公認を受けたる職業的組合に於て確認したる事項にしてしかも職業組合省の認定整理を経たるものを以て標準とする。各階級の利益の調整並に生産の高及利益に對する勞資の利害を調整するにある。

七 個數賃銀率

第十四條

賃銀の支拂は労働及び企業の必要に最もよく適合する方法にて之を行ふべし。賃銀の支拂が個數基準 (piece basis) に據りて算出せられ且二週間よりも長き期間に對してなざる、場合には二週間又は一週間毎に計算を行ふことを要す。

規則正しき交替を以て營まれざる夜業に對しては晝間労働に比し一層高率の賃銀を支拂ふべし。労働に對する支拂が個數基準に據りてなざる、場合に於ては右個數賃銀率は普通の作

業能力を有する勤勉なる労働者に對する基礎賃銀よりも高き報酬を支給する方法によりて之を定めざる可からず。

八 週 休 制 度

第十五條

労働者は日曜日に當る週休を與へらるゝ權利を有す。團體協約は現行法規及當該企業の技術上の必要を考慮したる上、右の原則を勵行し且此等の必要の限界内に於て地方的習慣に從ひ民間の休祭日及宗教的祝祭日の尊重を確保する措置を執るべし、労働者は労働時間を完全且嚴格に遵守することを要す。

九 有 給 休 日

第十六條

連續作業を行ふ一企業に於て一ヶ年間斷なく勤務したる後は労働者は一定期間の有給休暇を與へらるゝ權利を有す。

第十七條

連續作業を行ふ企業に於ける労働者自己の過失無くして解雇せられたる場合には其の勤続年限に比例する補償を受くの權利を有す。右の如き補償は労働者の死亡の場合にも亦當然與へらるべきものとす。

第十八條

連續作業を行ふ企業にありては該企業の移管は労働契約を無効ならしむるものに非ず。從て右の如き企業の従業員の新所有者に對し彼等の權利を保有す。之と同様に一定期間を超過せざる労働者側の疾病の故に労働契約を無効ならしむることなし。労働者が兵役又は國防義勇兵に召集せなれたる故を以て之を解雇することを得ず。

第十九條

労働者規律を紊し及當該企業の常規の活動を妨害する行爲を故意に爲したるときは非行の輕重に依り罰金又は作業停止の刑に處す、猶重大なる場合には補償を與へずして即時解雇す。使用者に於て罰金を課し作業停止を命じ又は補償を與へずして即時解雇することを得る場合は別に之を指示す。

十 試用期間

第二十條

労働者は雇傭せられたるときは一定期間の試用を受くることを要す、試用期間中契約は當事者の何れの側よりも之を取消すことを得、但し右期間中に實際に遂行せられたる労働に對しては賃銀を支拂はざる可からず。

第二十一條

團體労働協約は其の恩惠及其の課せる規律の兩點に於て之を家内労働者にも擴張す、家内

労働者の清潔及保健の條件を確保する爲國家は特別規則を設く。

十一 職業紹介

第二十二條

生産者の生産状態を考慮し労働者の就職及失業の状態を確證し、管理し得る唯一の機關は國家なり。

十二 優先規定

第二十三條

合同職業紹介所は組合と政府の管理に屬す、使用者は之等の職業紹介所に登記せられたる労働者を採用する義務あり且登記せる労働者名簿中より之を選択するに當りてファッシュイズム黨員ファッシュ労働組合員に優先權を與へ猶又登記年月の早き者にも優先權を與ふる權利を

有す。

第二十四條

労働者の職業的組合は常に労働者の技術能力及道徳的價値を改善する目的を以て労働者は互に一定の選抜淘汰を行ふ義務あり。

第二十五條

各組合機關は聯合組合加入者の災害防止及労働規律に關する法律の遵守を監督すべし。

十三 福利社會的援助

第二十六條

福利促進は協同原則の重要な表現なり使用者及労働者は福利上の負擔に對し應分の貢獻をなさざる可からず、國家は組合機關及職業的組合を通じて可能なる限り福利組織及各種の福利制度を協調統一せしむべし。

第二十七條

ファシスト國家は左の各項を提議す

- (一) 災害保險制度の完成
- (二) 母性保險の改善及擴張
- (三) 職業的疾病及肺病に對する一般的保險制度に及ぶこと
- (四) 強制失業保險制度の完成
- (五) 年少労働者の爲めの特別保險制度の採用

第二十八條

労働者の諸組合は災害保險及一般の社會保險に關する行政及司法上の事項に就て各自の組合員の利益を保護す、技術的に可能なる限り團體協約に於て疾病相互扶助組合を設け使用者及労働者より掛金を徴收し此當該コーポレート機關の監督の下に使用者被使用者兩面の代表者によりて之を管理することとなすべし。

第二十九條

職業的組合が會員非會員の別なく其の代表する個人を援助することは其の權利たると共に又其の義務なり、職業的組合は其の機關を通じて直接に援助任務を行使すべく、生産者の或一範疇に限らるゝ利害の範圍を超えたる一般的利益を理由とする場合の外は他の團體又は機關に之を委任することを得ず。

第三十條

職業的組合が會員たると非會員たるとを問はず其の代表する個人の教育及訓練特に技術上の訓練に努力することは其の主なる義務の一なり組合は各種の労働者餘暇善用制度の事業及其他の教育施設に協力せざるべからず。

第二章 初期の經濟政策の一般的狀況

一 過度期的政策

凡ての革命がさうであるが、伊太利ファシズム革命運動中と雖も、國民の經濟生活は決して中絶してゐた譯ではない。その革命の成功不成功は、革命運動の中心點が國民大衆の福祉と關聯するものであると思へる。

ファシストがローマ占領を執行して後、一九二二年以來の過度期的經濟政策は、ファシスト政府に取つてはその政權獲得の永續性を左右する決定的重用性を持つたものであると云へる。ファシスト經濟政策の實行に當り、これが説明を便利にする爲め、これを二期に分けてみることにする。

二 第一 期

一九二二年ムツソリニー内閣成立より、一九二四年迄の經濟政策を第一期としてみると、その期間は先づ第一に財政整理を行つてゐる。

財政統計 (單位百萬リラ)	一九二二年		一九二三年		一九二四年	
	收入	支出	收入	支出	收入	支出
一九二二年	二、七三〇	五、八二八	一九、五五六	二四、四七〇	二〇、五三三	三一、一五六
一九二三年	九、九一四	三三、三三七	一九、五五六	二四、四七〇	一九、五五六	二四、四七〇
一九二四年	二、七三〇	五、八二八	九、九一四	三三、三三七	二〇、五三三	三一、一五六
赤字		三、〇九八		四、九一四		六、二三三

一般經濟政策としては、當時は未だ資本家的勢力が強かつた爲めと、ムツソリニー政権の基礎が充分でなかつた爲め、自由主義的個人主義經濟が主となつてをて協同組合制度も確立してゐなかつた。又この時代に於て特に注意すべきことは労働爭議の減少である。

労働爭議件數並に人員數 (人員の單位は千人)

年	工業		農業	
	罷業數	人員數	罷業數	人員數
一九一四年	七八二	一七三	八二	四九
一九一七年	四四三	一六八	二七	六
一九一九年	一、六六三	一、〇四九	二〇八	五〇五
一九二〇年	一、八八一	一、二六七	一八九	一、〇四五
一九二二年	五五二	四四二	二三	二五
一九二三年	二〇〇	六六	一	一

第二章 初期の經濟政策の一般的狀況

第一期間に於けるファッシズム財政整理の具體的方法を述べてみると次のやうに分けることが出来る。

- A、税制改革を計畫し、第一に産業税に對し減税を行つた事
 - B、赤字續きの官業を整理し、民間に拂下げた事
 - C、官業の能率増進を計り収入増加を計畫した事
 - D、外債の元利拂の爲め爲替の安定を計つた事
 - E、富の分配を公平にする爲め税制を變更した事
 - F、官吏の減俸並に人員整理を決定した事
- 以上のやうな手段で國家財政の赤字は非常に減少し、産業税の減税は又資本家のファシスト政府に對する信頼の度を深めたのであつた。

三 第二 期

一九二五年から一九二七年迄とする。この期間は國債整理を中心としてリラ價の安定が行はれ、必然的に——後に述ぶる如き物價引下げ運動が中心になつてゐるが、その結果失業群は増加傾向にあることが發見される。それと同時に自由主義的經濟は國家の統制によつて少なからず不自由性を感ずる程度になつてきてゐる。

第三章 ファッシズム經濟の各部門

一 財政政策

ファッシストがローマー進軍を決定した一九二二年は伊太利財政は内外債の負擔に苦しみてゐた。

年	歳入	歳出	赤字(一)	赤字(十)
一九一四年—一五年	二、七三〇	五、八二八	三、〇九八(一)	

第三章 ファッシズム經濟の各部門

一九一五年—一六年	二、八六三	一一、五五〇	九、六八七(一)
一九一六年—一七年	五、五〇三	一一、六六一	一六、一五八(一)
一九一七年—一八年	七、六九七	二六、五三二	一八、三五五(一)
一九一八年—一九年	九、九一四	三三、三三七	二三、四二三(一)
一九一九年—二〇年	一五、五一三	二七、八八二	一一、三六九(一)
一九二〇年—二一年	一九、二八八	三七、四九三	一八、二〇五(一)
一九二一年—二二年	二〇、四四二	三七、五七九	一七、一五七(一)
一九二二年—二三年	一九、五五六	二四、四七〇	四、九一四(一)
一九二三年—二四年	二〇、五三三	二一、一五六	六二三(一)
一九二四年—二五年	二〇、四四〇	二〇、〇二三	四一七(十)
一九二五年—二六年	二〇、三九〇	一八、九〇一	一、四八九(十)
一九二六年—二七年	二一、四五〇	二一、〇一四	四三六(十)

一九二七年—二八年	二〇〇、七一	一九、五七四	四九七(十)
一九二八年—二九年	二〇、〇九八	一九、七一六	三八一(十)

前表の示すやうに伊太利の赤字難は一九二五年度より四億一千七百萬リラの黒字に轉換したのであつた。その財政政策としては前章に於て述べた通りであるが 一、税制整理 二、官業整理 三、爲替等による外債の元利拂の減少計畫 四、物價引下げによる歳入の減少を計りし事 五、官吏の減俸並に人員整理等である。

次に伊太利の内外債をみるに次の如くである。

伊太利内國債額 (單位百萬リラ)

一九二四年	九三、一六三
一九二五年	九〇、八四七
一九二六年	九一、三〇九
一九二七年	八三、六七五

一九二八年	八六、四四六
一九二九年	八七、一二四

伊太利國外債額

一九二五年十一月十四日ワシントン協定當日現在の對米戰債總額(六十二年賦)は次の如くである。

二、〇四二、一九九、四六六弗

一九二六年一月二十七日倫敦協定による對英戰債(六十二年賦)は又次の如くである。

二七六、七五〇、〇〇〇磅

伊太利は元來、外債に關する掛引が極めて上手な國であつた。それは國內資本が貧弱である爲め外資の輸入を歓迎して居つたからあつた。

一九二五年末に英米と伊太利との間に決定をみた戰費に關する伊太利の一時的借入金の整理も、亦成功と云はなければならぬ。

一九二五年と云ふとドウズ案成立直後であつて、伊太利始め各國が(特に米國が)戰後初めての好景氣時代であつた爲め、伊太利は極めて好い條件の下に戰債の切換えを行つたのであつた。

それと同時に、フアッシスト政府の財政政策が黒字に變りつつあつたときであり、又リラ賃も安定してきたので、英米の伊太利政府に對する信頼も充分あつたと云へる。

ヴァルガ年報(經濟批判會譯)一九二七年により、伊太利戰債問題を記述してみる。

戰時中伊太利は莫大な外債を英米から借入れた。

	金リラ	紙幣リラ
英國	百八十億	四百二十億
米國	八十億	三百億

以上の總額に相當するものは、種々なる形式に於て、即ち戰器、食糧、貨幣自體の形式に於て英米から伊太利に輸出されたのである。

英國と米國とは非常な有利な條件を伊太利に與へてゐる。イタリーは米國に對して、一九二六年より五ヶ年間を通じて、年僅に五百萬弗を支拂ふに過ぎないのであつて、以後二十年間に千二百萬ドルを支拂ふのである。

英國に對しては一九二六年より毎年四百五十萬ポンドづゝ支拂つてゐる。要するに、イタリーは次の二十年乃至三十年間に毎年、外債の利子及元金として二億リラを支拂へばよいのであつて、ファツシズム政府は外債政策に於て眞に都合よい時期に會したと同時に又、その政策自身も成功と云はなければならないのである。

伊太利が財政、外債政策に於て成功した事は又米國をして新資本の投下をなさしめ、自動車工業の發達を促したのであつた。

二 ファツシズムと金融制度

一等國として考へてみた伊太利の金融制度は圓滑を缺いてゐた。かく、戦前すでに金本位

を捨てた伊太利は大戦中は英米の借金で爲替釘付をしてゐたが、一九二〇年頃よりリラ貨の下落は日に月に急にして、インフレーションと相對關係に於て伊太利の對外信用は危機に迫つてゐたのであつた。ファツシスト政府はリラ貨擁護に眞剣味を見せ、一九二六年十一月に伊太利は米國七分利減債基金付金貨外債の募集をなしたのであつた。又デフレーション政策を採用し(後節物價の項参照)リラ貨の安定を計つた。

又、國內通貨の方は、一九二七年五月伊太利銀行、ナポリ銀行及シシリ銀行に與へられ

國際 貸借表 (單位百萬リラ)

年次	海外支出		海外收入			合計	バランス
	輸入超過	利子	移民送金	外人送金	海上運賃		
一九〇一年—五年	四〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	六〇	二五	八四〇 (十) 三〇〇
一九〇六年—一〇年	一、一〇〇	一、六〇	四〇〇	四〇〇	八〇	五	一、五〇 一、一五
一九一一年—一四年	一、一〇〇	一、七五	四〇〇	四〇	二五	一〇〇	一、一五〇 (一) 一八五

てゐた發行權を、伊太利銀行に統一して紙幣の濫發を防いだのであつた。

一九二七年五月にはムツソリニー政府は爲替管理を行つて、爲替の先物取引の禁止(同年六月)を行つた。

九月より大藏省は積極的にデフレーション政策を實行したのであるが、次のやうに行はれた。

一、デフレーションが急激に行はるる事は、經濟界に悪影響を及ぼすとの見地から、リラ貨は戦前より遙かに低價なる一磅對九〇リラに切下げたのである。

二、一九二七年二月にムツソリニーはファシズム的威信によつて、專制的態度を持つて二百億リラの流動公債即ち、一切の短期大藏省證券と五年及七年限の債券を強制的に五分付定期公債に乗換へ、その新規公債の發行によつて、爲替安定の資金を充實したのであつた。

かゝる政策を實行した爲、リラ貨は對英九〇リラに落着き、舊リラ三・六六を持つて一新

リラとなしたのであつた。

かくして、一九二八年二月この平價を以て金本位に復したのであつたが、豫期した程の安定恐慌(スタビリゼーション・クライシス)も發生せずにあつたのであつた。

次に伊太利インフレーション時代の爲替と物價と通貨との關係並に、一九二六年以後の銀行金融狀勢を表で示してをく。

年	インフレーションと爲替と物價		
	銀行券流通	弗相場百分率	邦貨物價指數
一九一四年	二、九三六	一〇〇	九五
一九一六年	五、〇二二	一二四	二〇〇
一九一八年	一一、七五〇	一四四	四〇九
一九二〇年	一九、七三二	三八九	六二四
一九二一年	一九、二〇九	四四九	五七八
			小賣物貨指數
			九四
			一二五
			二二九
			四三二
			五六一

第五篇 ファツシズム經濟の現状(伊太利)

一六〇

一九二二年	一八、〇二二	四〇六	五六二	五二七
一九二三年	一七、四二七	四一九	五七五	五一八
一九二四年	一八、一一四	四四三	五八九	三三八
一九二五年	一九、三五〇	四八五	六九〇	六〇五
一九二六年	一八、三四〇	四九六	七〇九	六五七

單位—銀行券百萬リラ、指數—一九一五年=一〇〇

伊太利銀行勘定表 (單位百萬リラ各年末)

	金準備	紙幣流通	預金
一九二六年	一、一四四	一八、三四〇	二、三三三
一九二七年	四、五四七	一七、九九二	二、七二四
一九二八年	五、〇五九	一六、一九七	二、三四〇
一九二九年	五、一九〇	一六、七七四	一、六八五

一九三〇年	五、二九七	一五、六八〇	二、二二一
一九三一年	五、六二六	一四、二九六	一、七七〇

三 ファツシヨと緊縮政策

ムツソリニ一の緊縮政策に就ては大體、第一項の財政々策のところにて述べたが、ファツシヨの力を利用した緊縮政策に就て、もう少し項を別にして述べてみることにする。

第一に行つたのは財政上の緊縮政策であつて、先づ、會計制度を改正して、國庫省を廢止して、大藏省と合併したのを始めとして管理の責任を集中せしめたのであつた。

一九二一年—二二年度に於て百七十一億五千七百萬リラの赤字豫算は一九二四年—二五年度に於て四億一千七百萬リラの歳入超過を示し、その後この傾向は今日迄續いてゐるのである。

ファツシズムの緊縮政策は次のやうな方法にて行はれたのであつた。

第一、陸海軍々費の緊縮政策。

これは、戦前の軍備費三十億リラを標準として、四億リラ以内の節約を實行したのであつた。

第二、土木費の節約。

これは、土木事業の性質、實用價値を研究し、延期し得べからざるものを主とし、又同時に土木事業は部分的に行はずして、統一的に行ふ事を原則として、一九二三年以後三億リラ以内の節約を實行したのであつた。

第三、官業従業員の整理並に、合理化及官業自身の民間拂下を行つた事。

例へば、鐵道事業に就て見ると、戦前の平均赤字十五億三千萬リラは一九二六年より四億リラの黒字に變つてゐる。が、その一方には五萬の従業員が整理されてゐる、又其他電化並に諸種の改良が行はれスピードは高まり、技術的進歩の跡も發見される。

第四、恩給整理。

これは、一方には愛國心による自發的拋棄と、他方には三分五厘付、三十ヶ年賦償還の公債に依つたのである。

第五、官廳の廢合を行ふ。

人員整理及び、事務統一の目的によつて、官廳の廢合を行つたのであつて、例へば財政省は廢止され、大藏省となり、海運、陸運、郵便は交通省となしたのであるが、之等による經費節約高は一九二五年度に於ては十六億三千萬リラであつた。

四 稅 政 改 革

ムッソリニー政治の稅政改革は、租稅の分配の公平を第一に置き、臨時財産稅を創設したのであつた。又一方租稅徵收を簡易化した。

徵稅法としては間接稅を中心として、戦前十一種あつた直接稅は一九二四年に於て、四種に減少せしめたのであつた。フアッシズムの稅制を次のやうに分てみる。

- 一、間接税中心主義
- 二、間接税は國費に、地方財源は直接税に
- 三、戦時税の廢止(國民貯蓄の増加を計る爲め)
- 四、臨時財産税の創設—動産税—

これは、累進租税であつた。

フアツシズムが直接税を整理し、間接税中心に動いた實例として直接税率の變化を次に示して見る。

	一九二五年	一九三〇年
資本利子税	二四%	一九%
産業税	一八%	一四%
自由職業税(不確定所得税)	一六%	一一%
一般俸給者所得税	一二%	一〇%

官吏所得税

一〇%

八%

其他

二〇%

三八%

五、間接税の整理

これは、食糧、燃料、動力を免税し、その生産品に印紙税の形式にて間接税を課した

六、相續税の改革

税率は累進であるが、同時に近親相續の場合は免除してゐるが、これは家族制度擁護の意味である

七、有價證券税は次のやうな方法によつた。有價證券獲得税(印紙)轉賣買税(印紙)有價證券所得税。要するに有價證券を新しく買ふとき、所有してゐる期間中及び轉賣するときに有價證券税がかかることとなる。又國內證券と國外證券に於は後者の方が税率が高いことになつてゐる。例へば公債は千リラ以下は年二リラ、五千リラ以下は年五リラの租税となり、外國債は二・四〇%の課税となつてゐる

八、母性への課税免稅法

九、國稅と自治體稅率に就て

不動産稅中、土地は國稅一〇%に對し自治體稅は二〇%、家屋稅は國稅一〇%に對し、自治體稅は七五%以下

五 關稅政策

フアツシズム政府の關稅政策は豫期に反し初期に於ては自由主義的なものであつた。ムツソリニー政府の關稅政策を次に示してみる。

(一) 一九二三年末に於て生産業者の強い反對にも拘らず一般食糧品、特に砂糖輸入稅を引下げた事。

(二) 一九二四年にはフランス、スイス、カナダ、日本、オースタリー、ハンガリー、ロシア、ポーランド、ベルギー、シヤム等と最惠國的通商條約を締結し、自由主義的關稅

政策を示した。

以上のやうな自由主義的關稅政策は、消費の中心をなすプチブル階級並に、諸外國のフアツシズム政權に對する好感の念を除からしめたが一九二五年伊佛、伊獨間の關稅戰以後は自由主義的政策も次第に保護主義の旗に變つてきたと云はなければならぬ。

六 フアツシズムと生産統制

フアツシズムに於ける生産統制は最初より、生産手段の國有化を避けて、主として組合制度による自治的統制に出たことであつた。この組合制度は又協同組合制度となり、統制の中心點は協同組合中央委員會の手に入つたのである。

協同組合中央委員會が出来る迄の産業統制をみれば、獨逸に行はれた産業合理化の形式を利用し、同一産業の強制的カルテル化、トラスト化が計畫されたのであつた。

伊太利に於ける産業のカルテル化は、ムツソリニー政權確立の程度に比例して高度化して

きた事が證明されてゐる。世界に於ける經濟恐慌の深刻化は又伊太利に於ける強制カルテル化の程度と相比例することをヴァルがあたりも記述してゐる。

次に、自由主義的資本主義國に於けるカルテル運動と、伊太利に於けるその相違點を述べる必要があると思ふ。伊太利に於けるカルテル化の目的は、そのカルテル化の目的が集團利潤の増加と國民利害に中心點が置かれてあるのである。自由主義的、個人利潤の資本主義國家に於けるカルテル化が、生産費の引下げによる労働市場の壓迫と、價額引上げによる消費者の負擔とを必然的に伴ふものであるが、その點が異なるとされてゐる。

だから、統制的資本主義國伊太利に於ける獨占事業は國家本位であり、自由主義的資本主義國に於ける獨占事業は個人(資本家)本位であると云へる。

かくして、伊太利に於ける生産統制は産業自體の自律と、組合による統制のバランスを保ちつゝあると考へられる。

次に、最近に於ける伊太利産業のカテル化の現状を述べることにする。

一九三〇年五月の金融業合同。

一九三一年十一月の海運會社合同。

ナビガチオーネ・ゼネラル・イタリアーナ。ロイド・サルバウド。マリツチマ・イタリアーナの各三社の合同。

イタリア銀行 *Credito Italiano* (前身、チエノバ銀行) と國民銀行 *Banka Nazionale de Credito* (前身、イタリア割引銀行) の合同成立。

一九三二年一月より製鐵業の合同。

七 物價統制と失業問題

ファッシズムに於ける物價政策(通貨制度から見た)は一九二五年、即ちファッシズム政權立頃より引下げ一方の道を探つたのであつた。

この物價引下げ政策即ち通貨制度から云ふ通貨の縮少(デフレーション)は急激に行はれ

たのであつた。

その結果、一九二五年の始頭から、市中銀行の割引率は非常に騰貴し始めたのであつた。ファッシズムが行つた、物價引下げ計畫は結局の目的とするところは、リラ貨の價値の恒久的引上げにあつたのであつて、一種の計畫的な信用強化と云ふべきである。

リラ價の變動表(一磅につき)

	最高	最低	平均
一九一四年	二七、〇五	二五、二三	二六、二四
一九一五年	三一、二一	二五、九〇	二九、二三
一九一六年	三三、〇二	二九、六三	三一、二七
一九一七年	四〇、八六	三二、七六	三五、二八
一九一八年	四四、〇〇	三〇、二五	三七、六〇
一九一九年	五一、三七	三〇、二五	四一、五四

一九二〇年	一〇五、六七	五〇、二三	七七、四六
一九二一年	一〇九、二五	七〇、九三	九一、一九
一九二二年	一一五、四六	八一、〇一	九三、七四
一九二三年	一〇八、五〇	九〇、四一	九九、六四
一九二四年	一一三、二一	九六、四七	一〇一、四三
一九二五年	一四四、九二	一一二、一一	一二一、一五
一九二六年	一五〇、六八	一〇六、七二	一二五、八七

次の表は平價切下げの頃たる一九二六年及一九二七年のリラ價の對英變動を示すものである。

一 月	一九二六年	一九二七年	一九二八年 新平價
一	一一〇、〇〇	一〇九、六二	九八、三二
			九二、四五
			一七一